

第4次津久見市障がい者計画

第7期津久見市障がい福祉計画

第3期津久見市障がい児福祉計画



令和6年3月

大分県 津久見市

計画の対象者

本計画が主に対象にしている「**障がいのある人**」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいなど心身の機能に障がいがあり、障がいや社会的障壁により日常生活に相当な制限を受けている人のことです。そのため、障がいはあるが障がい者手帳を持っていない人、「発達障がい」や「高次脳機能障がい」がある人、難病等の患者についても計画の対象に含まれます。

なお、本計画では、「害」という字のマイナスの印象を考慮し、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から、人や状態を表す場合の「障害」を「障がい」の表記に変更しています。ただし、法令、制度などの表記により「障がい」に変更することが適当でないものについては、変更しないこととします。

市長あいさつ

近年、超高齢化社会を迎える中で、障がいのある人を取り巻く環境についても大きく変化してきています。

国においては、令和3年に障害者差別解消法の改正、更に令和4年に障害者総合支援法改正や障害者雇用促進法改正などが行われ、障がいのある人のニーズに応じた支援体制の充実が図られ、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。



津久見市では、「第3次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、今回新たに令和6年度を初年度とした「第4次障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

津久見市の障がい者手帳所持者数は、令和5年3月の時点で、延べ1,544人となっており、約1割の市民の方が、何らかの障がいのある人という状況にあります。

こうした中、前回の計画と同様に、「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」を基本理念に掲げ、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、支え合い、いきいきと自立して暮らせる共生のまちを目指し、環境整備に必要な具体的な施策の推進に取り組むと考えております。

これらのことを実現するためにも、「つくみTTプロジェクト」等を活用し、安心・安全な暮らしを共に支え合うまちづくりの推進に取り組むことが、基本テーマにも掲げております「障がいのある人もない人も、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合うまち」の実現に有効であると考えております。

この共生のまち実現のためにも、障がい福祉だけでなく、保健・医療・雇用・教育等の様々な分野と連携して本計画を推進していきたいと考えておりますので、皆様方の積極的なご協力をお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、ご協力いただきました関係機関の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて多くの市民の皆様のご協力により今回の計画ができましたことを厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

津久見市長 石川 正史

目 次

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 法令・制度改正等の動き	2
3. 計画の法的な位置づけ	3
4. 関連計画との関係	3
5. 計画の期間	5
6. 計画の策定体制	5

第 2 章 障がい者を取り巻く現状

1. 人口動態	7
2. 障がい者手帳所持者数の推移	9

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本テーマ	15
2. 計画の重点推進項目	16
3. 基本目標	17

第 4 章 障がい者計画（施策の展開）

基本目標 1 市民の相互交流から個性を尊重する社会へ

施策の方針 1 理解と交流の促進	19
------------------------	----

施策の方針 2 権利擁護の推進	23
-----------------------	----

基本目標 2 自立した地域生活を営むためのサポート

施策の方針 1 福祉サービスの充実	26
-------------------------	----

施策の方針 2 保健・医療の充実	29
------------------------	----

基本目標 3 子どもの成長を促し、それぞれの特性にあった支援を

施策の方針 1 保育・教育の充実	31
------------------------	----

施策の方針 2 生涯学習、スポーツ活動の機会の充実	32
---------------------------------	----

基本目標4	生活をする上で必要な体制を整える	
施策の方針1	雇用・就労の促進	33
施策の方針2	情報提供体制の推進	35
基本目標5	安全で安心できる生活環境づくり	
施策の方針1	生活環境の整備	37
施策の方針2	気軽に相談できる環境づくり	42

第5章 第7期津久見市障がい福祉計画、第3期津久見市障がい児福祉計画

1.	第7期障がい福祉計画の位置付け	43
2.	令和8年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	43
3.	障がい福祉サービスの見込量	49
4.	地域生活支援事業の見込量	53
5.	第3期障がい児福祉計画の基本的理念	60
6.	第3期障がい児福祉計画の成果目標値の設定	60
7.	障がい児通所支援等のサービス見込量	61

第6章 計画の推進に向けて

1.	関連機関との連携	63
2.	当事者の障がい者施策への参加	63
3.	進捗状況の点検・把握	63
4.	計画の弾力的運用	63

資料編

1.	津久見市障がい者計画等策定委員会設置要綱	65
2.	津久見市障がい者計画等策定委員会委員名簿	67
3.	用語解説	68

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

我が国では、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されて以降、障がい者福祉向上のための制度改正に向けた検討が進められてきました。平成 23 年には、「障害者基本法」の改正により、障がい者の定義が見直され、障がい者の地域社会における共生や、障がいに対する差別の禁止が示されています。

また、平成 25 年 4 月には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障がい福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障がい者の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が義務化されました。

その後、平成 30 年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障がい者の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、「地域共生社会」の実現に向けた取組などが進められてきました。

令和 3 年には「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障がい者に対する差別解消の機運が高まり、令和 4 年には「障害者総合支援法」のさらなる改正が行われ、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や障がい者の多様な就労ニーズへの対応など、障がい者等の希望する生活を実現するためにより一層の支援の充実が求められています。

令和 5 年には、国において「障害者基本計画（第 5 次）」が策定され、障がい者本人が自分の意思で能力を最大限発揮し自己実現を可能とするための基本的な方向が示されました。

津久見市では、平成 31 年 3 月に「第 3 次津久見市障がい者計画」を策定し、令和 3 年 3 月に障がい福祉サービス等の提供体制の確保について定める「第 6 期津久見市障がい福祉計画」及び「第 2 期津久見市障がい児福祉計画」を策定しました。

このたび、上記 3 計画の計画期間の満了に合わせ、「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」の一部改正などの社会情勢の変化や障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな計画を策定することとしました。

2 法令・制度改正等の動き

年	国の動向
平成 26 年	「障害者の権利に関する条約」(平成 26 年 1 月批准)
平成 28 年	「障害者総合支援法・児童福祉法」改正 平成 28 年 6 月、平成 30 年 4 月～施行 ・ 自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の新設 ・ 障害児福祉計画の策定 ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援 など 「発達障害者支援法」改正 平成 28 年 8 月～施行 ・ 教育、就労の支援、地域での生活支援等の充実 など
平成 29 年	障害者基本計画(第 4 次)平成 30 年度～令和 4 年度策定
平成 30 年	「障害者文化芸術推進法」平成 30 年 6 月～施行 ・ 文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 ・ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保 など
平成 31 年 (令和元年)	「読書バリアフリー法」令和元年 6 月～施行 ・ 視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備 など
令和 2 年	「障害者雇用促進法」改正 令和 2 年 4 月～施行 ・ 障がい者の活躍の場の拡大に関する措置 ・ 国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 など 「バリアフリー法」改正 令和 2 年 6 月～施行 ・ 「心のバリアフリー」の推進 など 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」令和 2 年 12 月～施行
令和 3 年	「障害者差別解消法」改正 令和 3 年 6 月 ・ 事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け ・ 障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化 など 「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」令和 3 年 9 月～施行 ・ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 など 東京 2020 パラリンピック競技大会 開催
令和 4 年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」令和 4 年 5 月～施行 ・ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 「児童福祉法」改正 令和 4 年 6 月、令和 6 年 4 月～施行 ・ 児童発達支援センターの役割・機能の強化 など 「障害者総合支援法」改正 令和 4 年 12 月、令和 6 年 4 月～施行 ・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 など

3 計画の法的な位置づけ

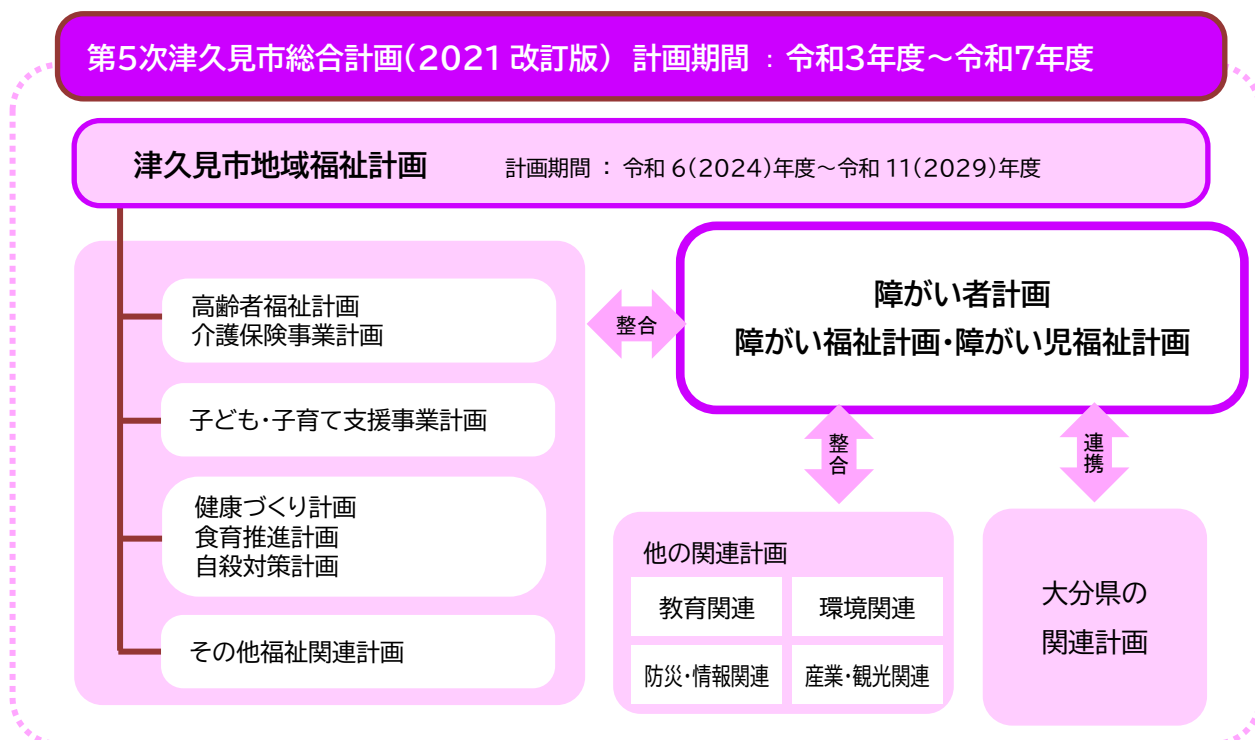
【策定の根拠法及び計画内容】

区 分	津久見市障がい者計画 (第4次)	津久見市障がい福祉計画 (第7期)	津久見市障がい児福祉計画 (第3期)
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内 容	障がい者施策の基本的方向性 について定める計画 (第3次は令和5年度まで)	障がい福祉サービス等の見込 みとその確保策を定める計画 (第6期は令和5年度まで)	障がい児通所支援等の提供体 制とその確保策を定める計画 (第2期は令和5年度まで)

4 関連計画との関係

本市の上位計画である「第5次津久見市総合計画（2021改訂版）」における障がい者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、関連する計画と整合を図りながら策定しています。

図表：関連計画との関係



持続可能な開発目標(SDGs)の採択

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年(2030年)を年限とする国際目標です。平成27年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取り組みが進められています。

こうした動きを踏まえて、本市の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1[貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3[保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7[エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9[インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



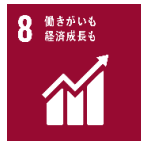
目標4[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6[水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10[不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12[持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標14[海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

5 計画の期間

「第4次津久見市障がい者計画」は令和6年度～令和11年度の6年間、「第7期津久見市障がい福祉計画及び第3期津久見市障がい児福祉計画」は、令和6年度～令和8年度の3年間を計画期間とします。

図表:計画の期間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次障がい者計画						第4次障がい者計画					
第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		
第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、日常生活における現状や課題、障がい福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、福祉関係者、障がい者団体等で構成される「津久見市地域自立支援協議会」において、アンケート調査、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

(1) 津久見市地域自立支援協議会での協議

計画策定においては、社会全体で障がい福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障がい者団体等で構成される「津久見市地域自立支援協議会」で協議を行い、様々な見地からの意見をいただきました。

(2) アンケート調査

障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

図表:アンケート調査概要

区 分	内 容
調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者 500人
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和5年10月～11月
回収状況	有効回収数：267件

(3) パブリックコメント

令和6年3月8日から3月21日までの期間に、広く住民の意見を集約し、本計画の内容に反映させることを目的として、中間素案を公表し、意見や要望などを募集するパブリックコメントを実施しました。

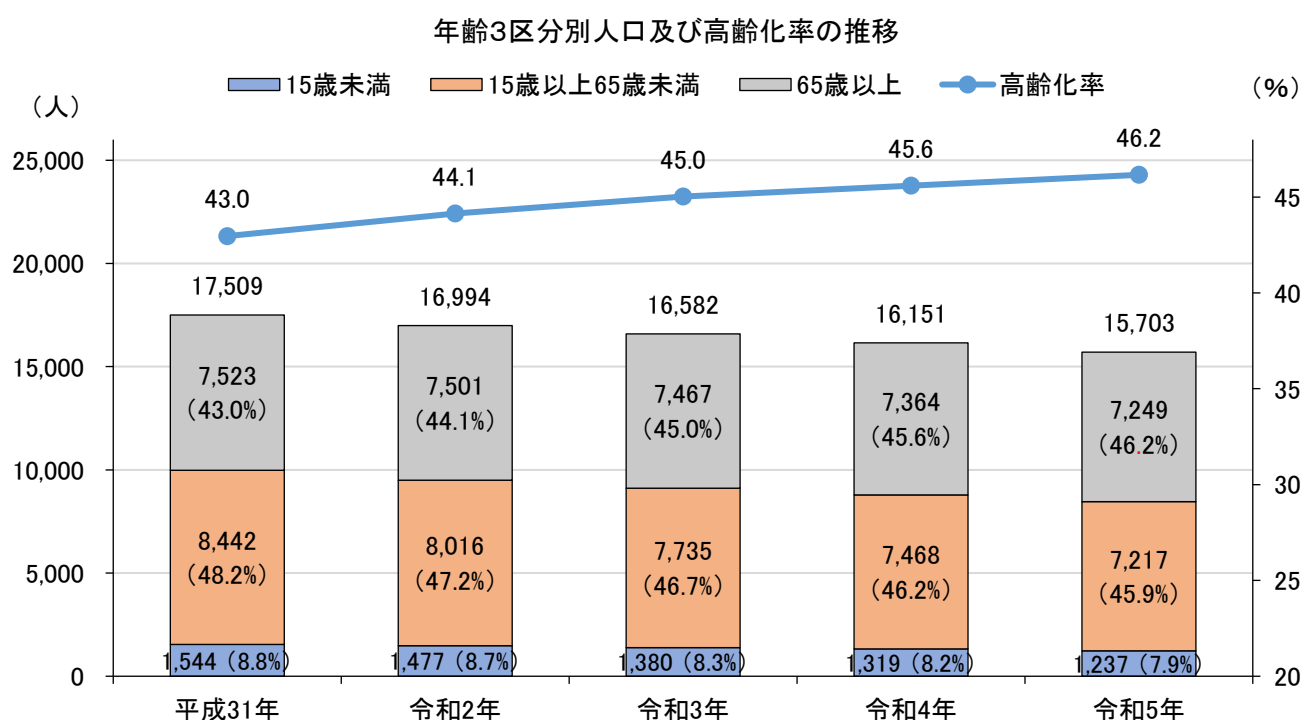
第 2 章 障がい者を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 総人口・高齢化率の推移

平成31年以降の人口推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成31年から令和5年の5年間で、1,806人減少しています。

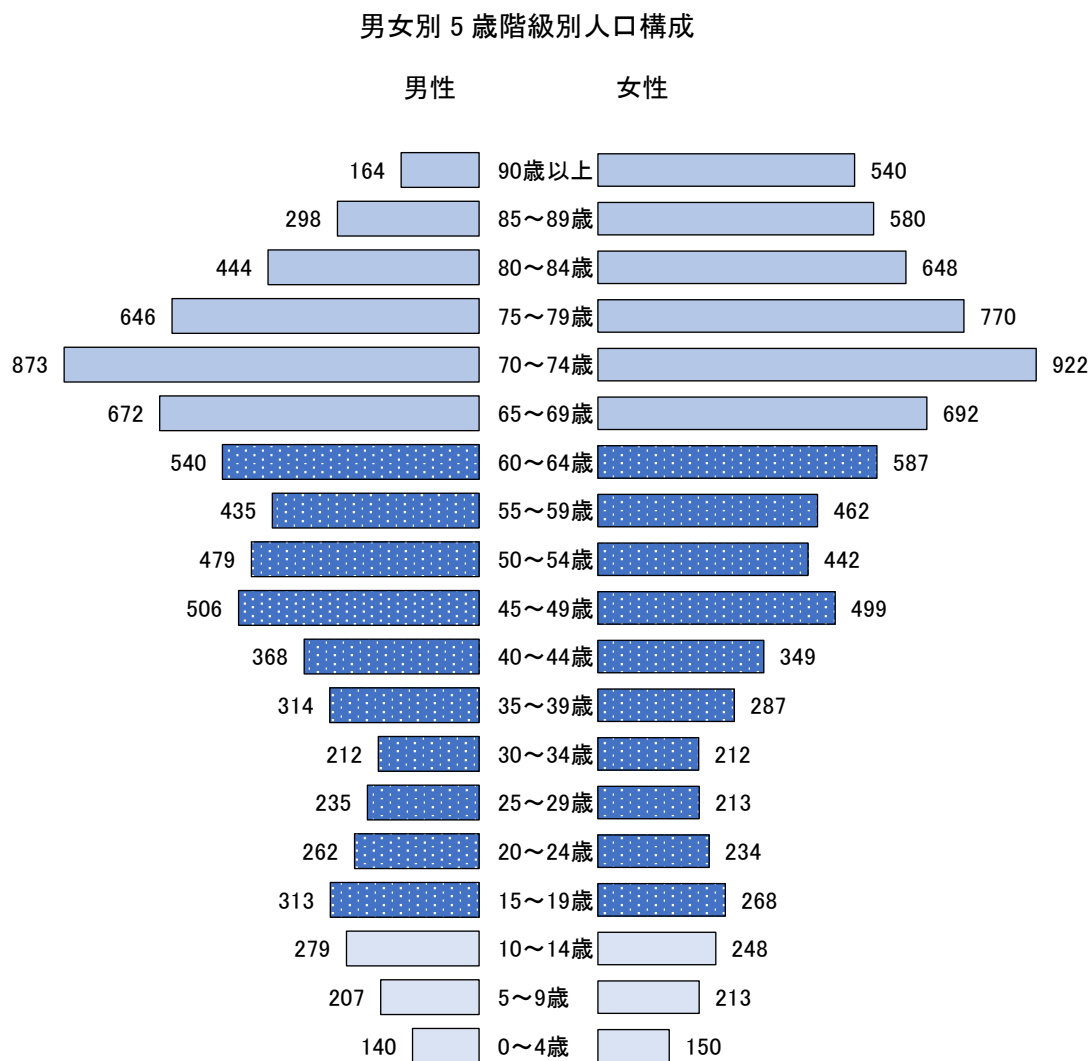
年齢3区分別人口の推移をみると、平成31年から令和5年にかけて3区分ともに減少傾向にありますが、特に15～64歳の生産年齢人口は大きく減少しています。それに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は、平成31年の43.0%から5年間で3.2ポイント上昇し、令和5年には46.2%となっています。



資料: 津久見市住民基本台帳(各年3月末現在) ※ () は総人口に対する各人口の割合

(2) 人口構造

津久見市の人口は、令和5年3月末現在、男性7,387人、女性8,316人、合計15,703人となっています。5歳階級別でみると、70～74歳が1,795人と最も多く、次いで75～79歳の1,416人となっています。



総人口 15,703 人 男性 7,387 人 女性 8,316 人

資料：津久見市住民基本台帳（令和5年3月末現在）

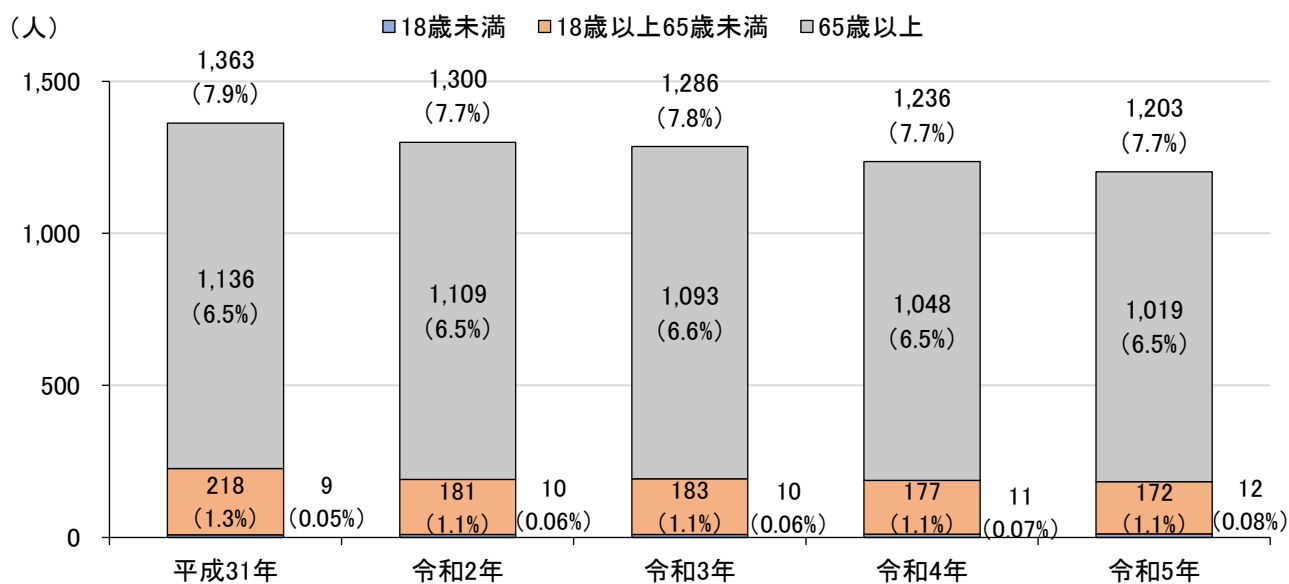
2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年3月末現在で1,203人となっており、平成31年以降、年々減少傾向にあります。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移



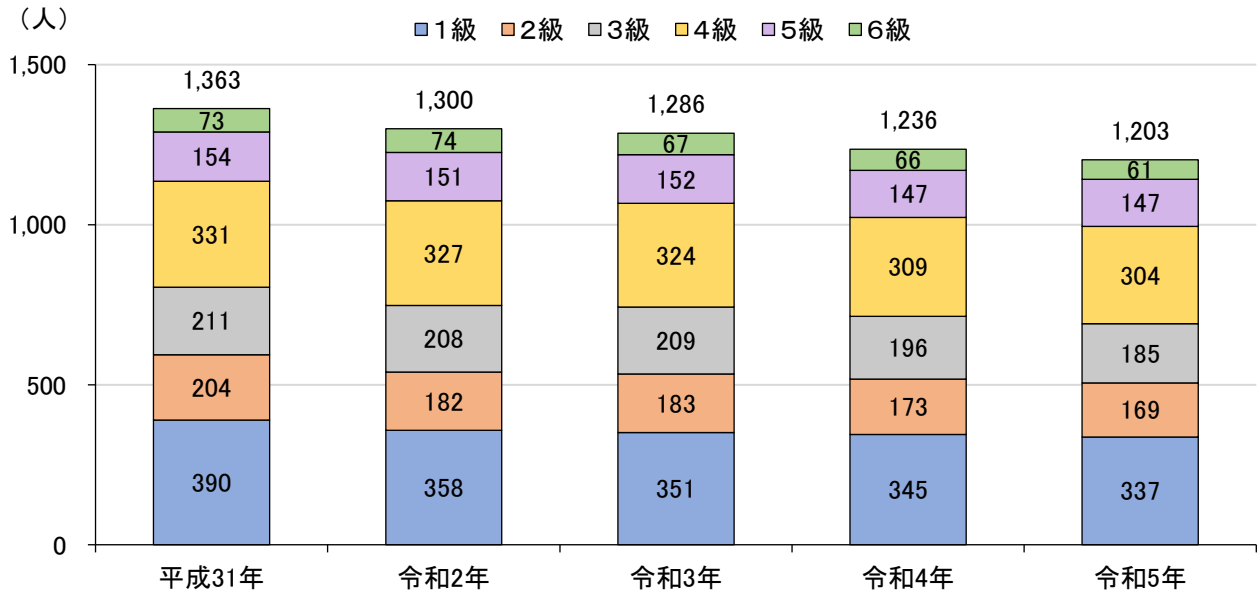
区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	9	10	10	11	12
18歳以上65歳未満	218	181	183	177	172
65歳以上	1,136	1,109	1,093	1,048	1,019
合計	1,363	1,300	1,286	1,236	1,203

資料：津久見市（各年3月末現在） ※（ ）は総人口に対する各身体障害者手帳所持者数の割合

② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

津久見市の身体障害者手帳所持者数は、平成 31 年から令和 5 年までの 5 年間で 160 人（11.7%）減少しています。等級別でも、すべての等級において減少傾向にあり、特に 2 級の減少率が 17.1%と高くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



単位：人

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 級	390	358	351	345	337
2 級	204	182	183	173	169
3 級	211	208	209	196	185
4 級	331	327	324	309	304
5 級	154	151	152	147	147
6 級	73	74	67	66	61
合計	1,363	1,300	1,286	1,236	1,203

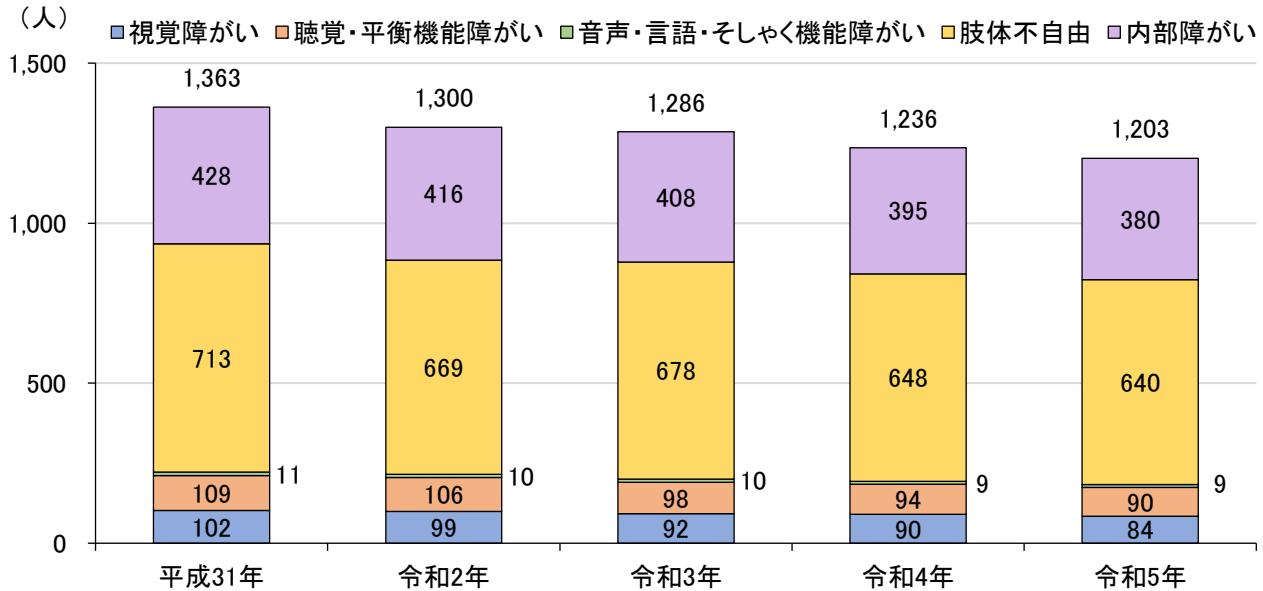
資料：津久見市（各年3月末現在）

③ 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種別で平成31年から令和5年までの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、音声・言語・そしゃく機能障がいは横ばいで推移しており、それ以外は減少傾向にあります。

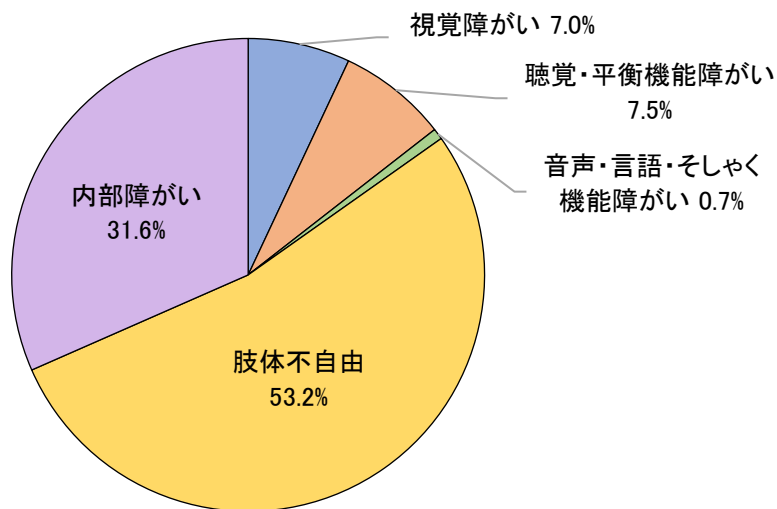
令和5年3月末現在の手帳所持者における障がい種別の割合をみると、「肢体不自由」が53.2%と最も高く、次いで「内部障がい」の31.6%となっています。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料:津久見市(各年3月末現在)

障がい種別身体障害者手帳所持者数の割合(令和5年)



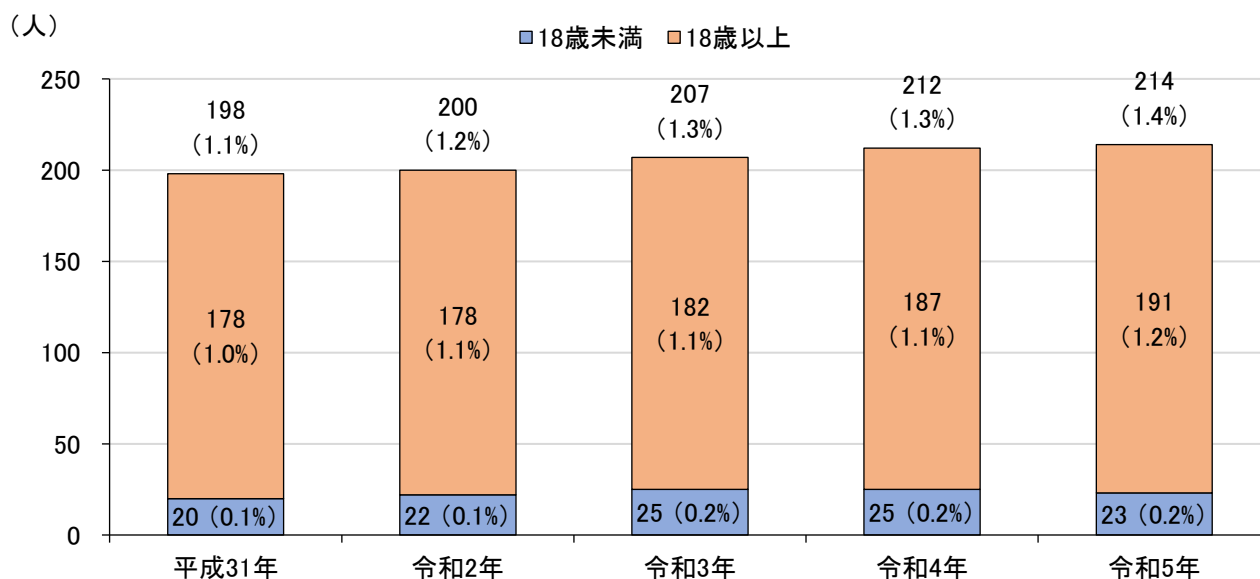
資料:津久見市(令和5年3月末現在)

(2) 知的障がい者の状況

① 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、総数では、令和5年3月末現在214人で、平成31年3月末に比べ、16人の増加となっています。等級別では、A（重度）が67人、B（中軽度）が147人となっており、年齢別では18歳以上が191人、18歳未満が23人となっています。

療育手帳所持者数の推移



単位:人

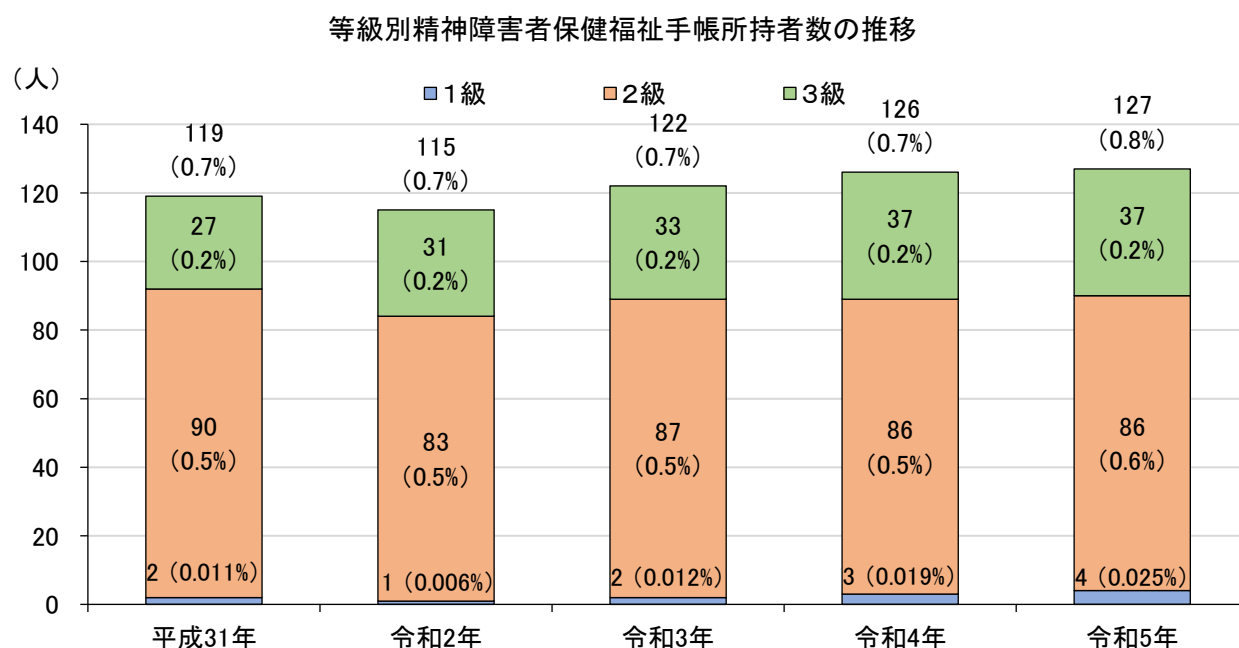
区 分	年齢区分		等級区分		合計
	18歳未満	18歳以上	A（重度）	B（中軽度）	
平成31年	20	178	60	138	198
令和2年	22	178	60	140	200
令和3年	25	182	67	140	207
令和4年	25	187	67	145	212
令和5年	23	191	67	147	214

資料:津久見市(各年3月末現在) ※()は総人口に対する各療育手帳所持者数の割合

(3) 精神障がい者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末現在1級4人、2級86人、3級37人、計127人となっており、平成31年3月末に比べ、8人増加しています。また、医療区分別の患者数でみると、令和4年6月末現在、入院患者数81人、通院患者数404人、計485人となっています。



資料：津久見市(各年3月末現在) ※ ()は総人口に対する各精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合

精神障がい 入院・通院患者数の推移

単位：人

区 分	入院患者数			通院患者数		合計
	措置	医療保護	任意	自立支援医療	その他	
平成31年	0	32	42	196	304	574
令和2年	0	36	47	159	222	464
令和3年	1	40	43	154	223	461
令和4年	0	47	34	147	257	485

資料：保健所報 大分県中部保健所(各年6月末現在)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本テーマ

【基本理念】

健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち

【基本テーマ】

障がいのある人もない人も、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合うまち

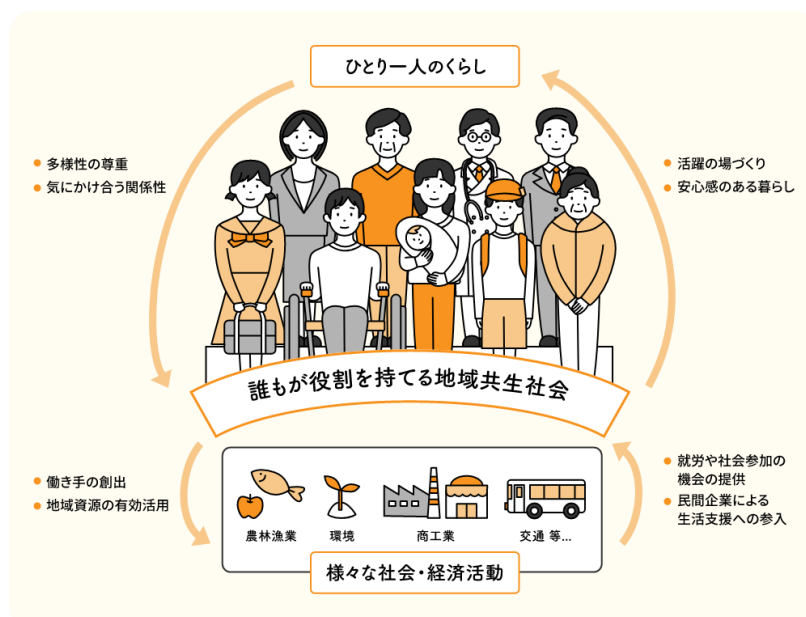
「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障がいのある人に対する差別をなくし、また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、地域生活を希望する障がいのある人が地域での暮らしを継続できるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供できる体制を構築していかなければなりません。

津久見市では、「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」を基本理念に掲げ、「障がいのある人もない人も、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合うまち」を目指し、その環境整備に必要な具体的な施策の推進を行います。

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。



出典：地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)

2 計画の重点推進項目

基本理念、基本テーマを具体化していくための施策展開にあたって「第 5 次津久見市総合計画(2021 改訂版)」と整合を図り、次の 4 つの視点を計画の重点推進項目とします。

(1) 障がいのある人の生活支援

計画の基本テーマである「障がいのある人もない人も、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合うまち」を実現していくため、今後、「自立支援協議会」を中心に関係機関と連携し、障がいのある人が安心して地域で生活できる環境整備を推進します。

また、障がいのある人一人ひとりのニーズを把握できるよう相談支援体制の多様化を図るとともに、障がいのある人等の権利擁護のための必要な援助を行います。

さらに、障がいの有無に関わらず、住みなれた地域で、安心して地域生活を送ることができるよう、障がいのある人のための防災・防犯対策等についても環境整備を進めます。

(2) 自立と社会参加の推進

ハローワークや就労移行支援事業所などと連携しながら、障がいのある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や働きやすい環境づくりに取り組みます。

また、一般就労が困難な障がいのある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、福祉的就労の場の確保と支援に取り組みます。

(3) 障がい福祉サービスの充実

地域における居住の場として、グループホーム（共同生活援助）の充実や地域資源活用の可能性の検討、サービス提供事業者等との連携強化、情報共有を行い、きめ細かな支援に向けて取り組みます。

また、障がい福祉サービスの利用や地域の社会資源の活用等により、入所等から地域生活への移行を進めます。

(4) 障がいのある子どもたちの力を引き出すための施策の推進

障がいのある子どもたちについては、できるだけ早期に障がい等を発見し、その能力や可能性を最大限伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、障がいの特性に配慮したきめ細かな保育や教育を行える体制を整備します。各種施策、関係機関との連携を強化し、就学前から学校卒業までの相談支援体制の強化を図ります。

3 基本目標

基本理念、基本テーマの具体化を図るための基本目標は、次の5つの取組で展開します。

基本目標1 市民の相互交流から個性を尊重する社会へ

施策の方針1 理解と交流の促進

- (1) 理解・啓発活動の推進
- (2) ボランティア活動・NPO 活動への支援
- (3) 地域の支え合いネットワークの推進

施策の方針2 権利擁護の推進

- (1) 人権・権利擁護の推進
- (2) 虐待防止の体制整備の推進

基本目標2 自立した地域生活を営むためのサポート

施策の方針1 福祉サービスの充実

- (1) 在宅サービスの確保と充実
- (2) 居住支援の充実
- (3) 経済的支援の充実

施策の方針2 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見・早期療育体制の推進
- (2) 精神保健・医療施策の推進

基本目標3 子どもの成長を促し、それぞれの特性にあった支援を

施策の方針1 保育・教育の充実

- (1) 障がい児保育・教育の充実

施策の方針2 生涯学習、スポーツ活動の機会の充実

- (1) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

基本目標4 生活をする上で必要な体制を整える

施策の方針1 雇用・就労の促進

- (1) 就労支援の促進・就労の場の確保

施策の方針2 情報提供体制の推進

- (1) 情報提供体制の充実

基本目標5 安全で安心できる生活環境づくり

施策の方針1 生活環境の整備

- (1) バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進
- (2) 安全な交通の確保
- (3) 防災・防犯体制の整備

施策の方針2 気軽に相談できる環境づくり

- (1) 相談支援体制の充実

第4章 障がい者計画（施策の展開）

基本目標 1 市民の相互交流から個性を尊重する社会へ

S D G s

関連分野



施策の方針1 理解と交流の促進

(1) 理解・啓発活動の推進

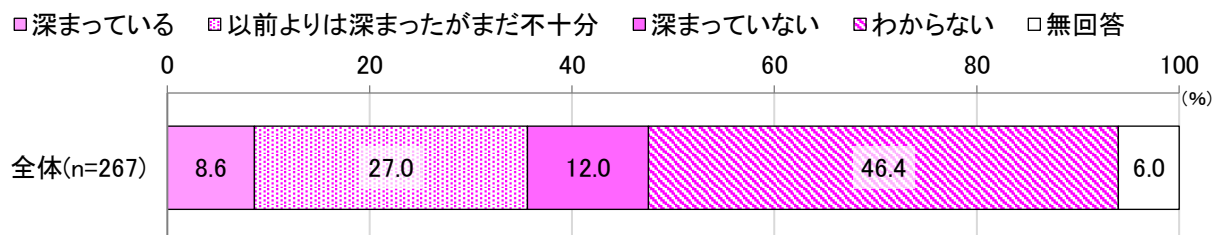
【基本課題】

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかしながら、障がいのある人を取り巻く社会環境は、依然として、情報の収集や発信の手段が限られているなどの課題があり、これを解消し、障がいのある人の自立と社会参加を推進する必要があります。

また、市民が障がいに対する理解を深め、共に生きる心をもてるように様々な機会をとらえて、理解や啓発を進めていくことが必要です。

市民の障がい者への理解と認識は、どの程度深まっていると思うか



資料: 津久見市福祉に関するアンケート調査結果(令和5年度)

【施策の展開】

項 目	内 容
「障がい」や「障がいのある人」に関する市民への情報提供	◆市の広報誌やホームページなどを活用し、「障がい」や「障がいのある人」に関する理解を深めるための広報活動や情報提供を行います。 ◆理解促進研修・啓発事業等を通じて、市民や事業主等への講演会・セミナーの開催も検討します。
「障がい者週間」などを中心とした広報・啓発	◆「障がい者週間」等の期間において、障がい者団体等と連携し、啓発活動や障がいへの理解を深めるためのイベント活動等を推進します。
「地区社会福祉協議会（地区社協）」を活用した理解促進	◆社会福祉協議会と連携し、各地区の役員や民生・児童委員など、より地域に密着した方々に理解を深めていただき、支援体制の強化につなげます。

(2) ボランティア活動・NPO活動への支援

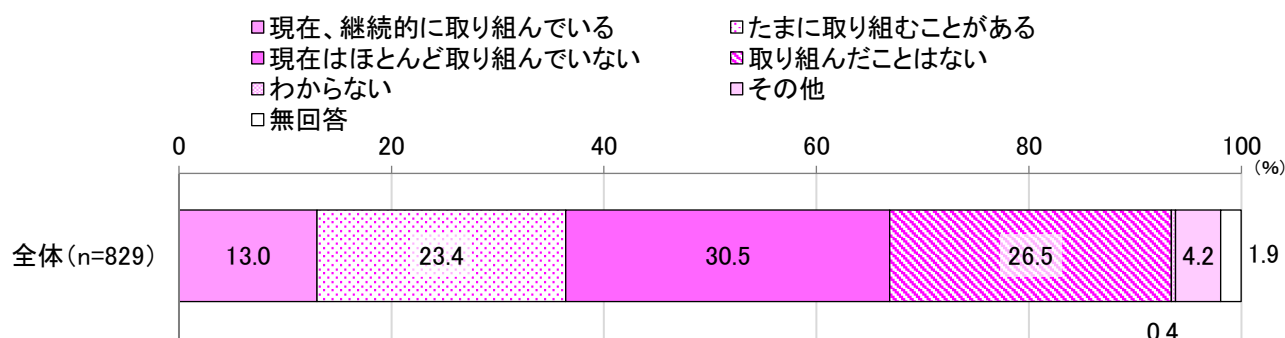
【基本課題】

障がいのある人の積極的な社会参加には、ボランティアの力は不可欠です。

ボランティア活動や NPO 活動をさらに推進していくとともに、活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図っていく必要があります。

さらに、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討し、ボランティア人材の育成を行っていくことも必要です。

地域活動やボランティア活動、各種の支援活動等に取り組んでいるか



※端数処理の関係で、内訳の和が 100%とは異なる場合があります。

資料：津久見市地域福祉等に関するアンケート調査結果（令和5年度）

【施策の展開】

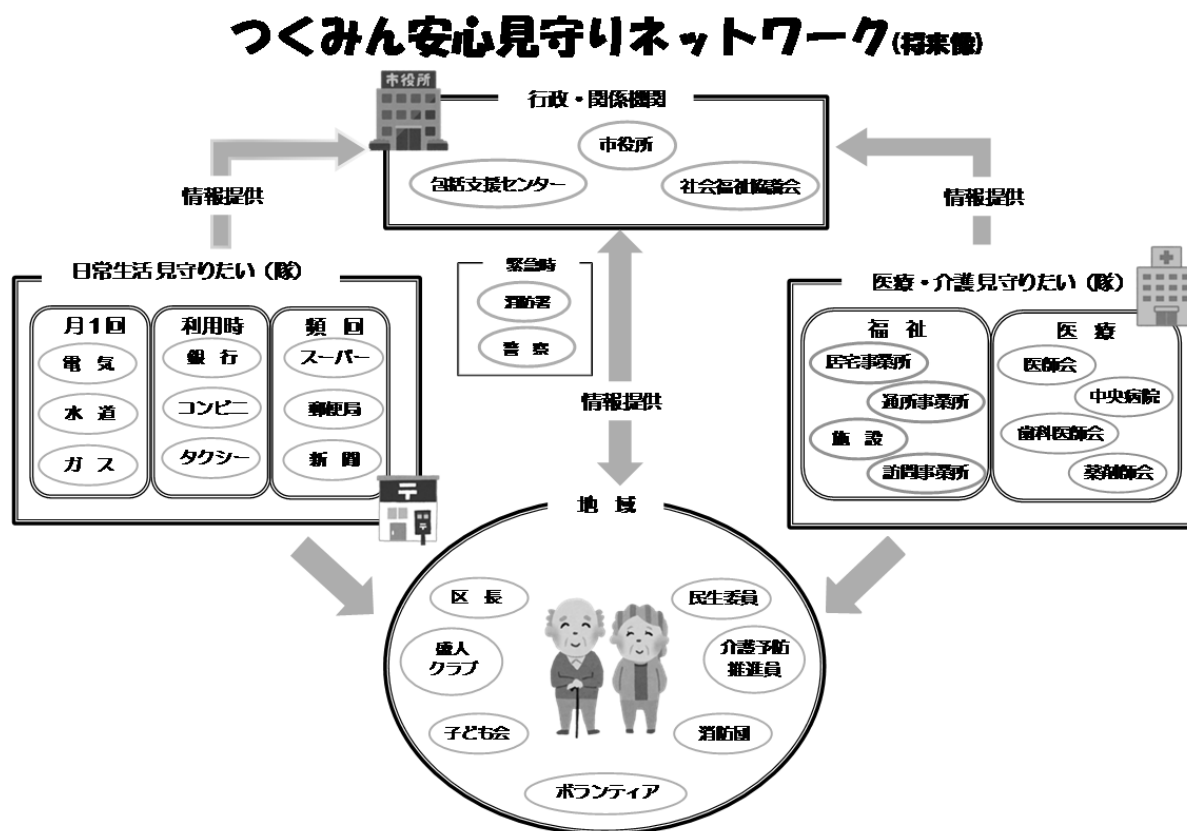
項 目	内 容
ボランティアや NPO の育成	◆市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、社会福祉協議会と連携し、情報の提供や講座等を開催します。また、ボランティア活動の機運が高まるよう、コーディネート機能の強化を図っていくとともに、地域の中にボランティアの輪を広めます。 ◆関係機関と連携し、長期休暇を利用した高校生によるボランティア活動や小中学校のボランティア連絡校制度を通じて、若年層からボランティア活動の人材育成を図ります。
障がい者団体や市民の自主的な交流活動の促進と支援及び連携	◆障がい者団体、家族会等の活動を充実させ、活動の場の提供や開催に係るアドバイスなど、地域住民と交流する活動等の支援を行います。 ◆障がい者団体、ボランティア団体、NPO 団体、事業者の各々の行事等への相互参加・情報交換の機会を促進するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の推進を図ります。

(3) 地域の支え合いネットワークの推進

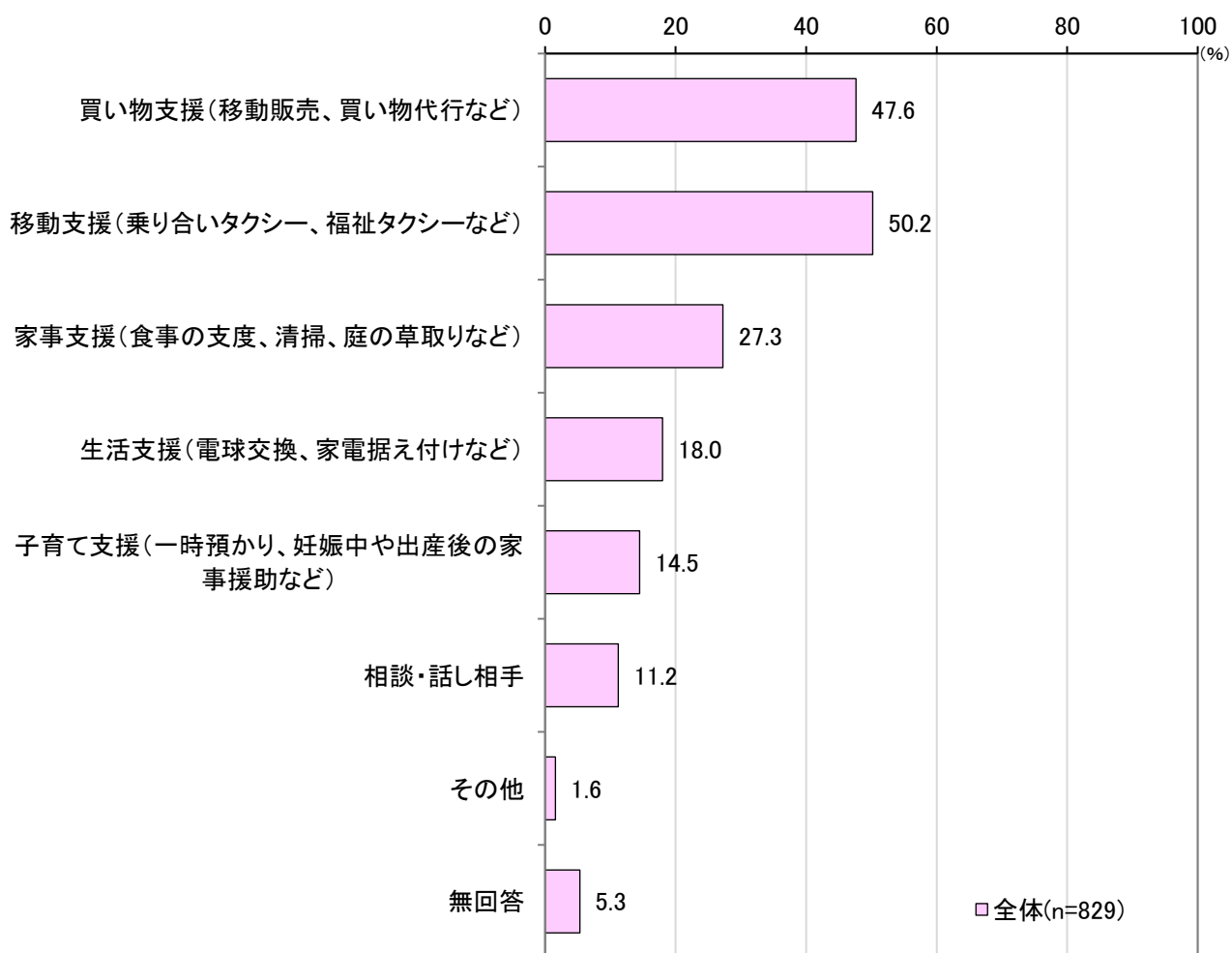
【基本課題】

少子高齢化の進行が著しい津久見市では、行政からの支援だけでなく、地域でお互いがお互いを支えあう「共助」の仕組みづくりが必要です。

その「お互い様」の精神を具現化し住民同士が気を配り、変化に気付くことのできる仕組みが構築できれば、平常時だけでなく災害時にも大変有効ですので、一番身近な単位である地区社会福祉協議会（地区社協）と連携し、地域で支え合う取組をさらに進めていくことが必要です。



生活の中の困りごとに対応する支え合い活動として利用したいと思うサービス



資料: 津久見市地域福祉等に関するアンケート調査結果(令和5年度)

【施策の展開】

項 目	内 容
社会福祉協議会との連携による地域ネットワークの充実・発展	◆社会福祉協議会と連携し、地域ネットワークの構築を図るため、全行政区での地区社協の設立を目指すとともに、子どもから高齢者までを対象とした、電気や水道など身近な事業者の協力を得て見守り活動を実施している「つくみん安心見守りネットワーク事業」との連携についても検討していきます。

施策の方針2 権利擁護の推進

(1) 人権・権利擁護の推進

【基本課題】

平成 26 年に我が国が批准した障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするものであり、この理念に基づき、「障がいのある人」に対する学校での人権教育の重要性は年々上がってきており、そのことをより深く理解するためにも、障がいのある人や支援団体と実際に交流することが相互理解につながると考えられており、その事業の推進は必須課題となっています。

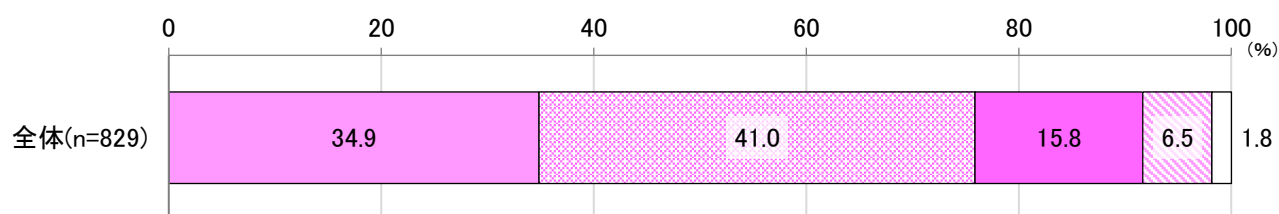
また、平成 28 年 4 月 1 日「障害者差別解消法」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。

同年 5 月には認知症や知的障がい等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

本市においても、「障がいのある人」の人権や尊厳を守るための環境整備や成年後見制度等の利用の普及促進を図っていくことが必要です。

世の中には、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか

□あると思う □ある程度はあると思う □あまりないと思う □ないと思う □無回答



資料：津久見市地域福祉等に関するアンケート調査結果（令和5年度）

【施策の展開】

項 目	内 容
学校教育等における人権教育の推進	◆「特別の教科 道徳」や「特別活動」「総合的な学習の時間」等を活用し、子どもの発達に応じた人権教育を推進するとともに、保護者に対しても障がいや障がいのある児童生徒への理解を促進します。 ◆特別支援学級と通常学級との日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め合えるよう、交流教育の推進に努めます。
人権問題や障がい者問題の学習機会の充実	◆障がい者に対する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会等を行います。 ◆公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、市民の学習機会の充実に図ります。
人権教育活動の支援	◆福祉に関する情報提供に努め、ボランティア協力校や地域における人権教育活動の促進を図ります。
交流活動の支援	◆大分県や社会福祉協議会と連携して、障がいのある人やその支援団体と交流する機会を設定するよう努めます。
差別をなくすための啓発活動の推進	◆「障害者差別解消法」について、広報やホームページ等を通して、理解・啓発の推進を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進（社会福祉協議会）	◆判断能力が十分でない障がいのある人の福祉サービスの利用援助及び日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、利用者に対応できるよう支援体制の充実に図ります。 ◆日常生活自立支援事業を必要としている人が利用できるよう、事業に対する市民への広報・周知を図ります。
成年後見制度の利用促進	◆障がいのある人の権利を擁護するため、市の成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。 ◆成年後見制度について、広く市民に周知し、利用促進を図ります。
研修の実施	◆「障害者差別解消法」「成年後見制度」の研修を定期的に行い、広く周知を図るとともに、関係機関と連携し支援体制の整備を推進します。

(2) 虐待防止の体制整備の推進

【基本課題】

障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって障がいのある人に対する虐待を防止することが極めて重要です。こうしたことから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づき、養護者や福祉施設等、雇用先での虐待への相談・対応などを行うとともに、虐待通報等の事案に対し、速やかに対応できる体制整備が必要です。

【施策の展開】

項 目	内 容
虐待防止に向けた体制整備	◆虐待事案の解決に向け、虐待者や養護者への指導や虐待に関する相談窓口の体制整備を行います。 ◆障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、地域における、関係機関・団体との協力体制・支援体制の構築を進めます。 ◆障がい児への虐待通報に対しては、児童相談所と連携しながら、適切に対応します。 ◆地域包括ケアシステムや地域ケア会議等により、専門家間の連絡を密にし、障がいのある人の虐待防止策や支援について適切な手法や機関との連携をとることのできる助言体制についても検討を行います。
虐待防止に向けた周知・啓発	◆障がいのある人への虐待防止について、市民や事業者への周知・啓発を進めます。 ◆虐待防止に向けた啓発事業や研修会を定期的に行い、市民の意識の向上を図ります。

基本目標 2 自立した地域生活を営むためのサポート

S D G s

関連分野



施策の方針1 福祉サービスの充実

(1) 在宅サービスの確保と充実

【基本課題】

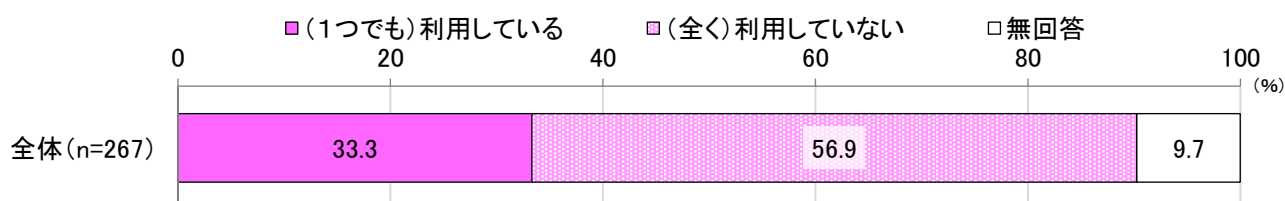
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるようにするためには、計画的な障がい福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知とサービスの利用促進を図ることが求められます。

また、高齢社会や核家族化が進む中、高齢で障がいのある人のみの世帯や一人暮らし世帯が多くなってきており、障がいのある人が地域で生活するためには、地域コミュニティの力や住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実をさらに進めていくことが重要です。

【施策の展開】

項 目	内 容
訪問系サービスの提供	◆居宅生活を支えるサービスとして居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護の各サービスの提供を行います。
日中活動系サービスの提供	◆障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所等の各サービスの提供を行います。
福祉用具等の利用促進と適切な給付・支給	◆障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための日常生活用具等の給付及び身体機能を補うための補装具の交付又は修理に要する費用の支給において、障がいの状況やニーズに応じたサービスの提供を行います。
地域生活支援事業の推進	◆障がいのある人が地域において自立した生活ができるように地域生活を支援する各種事業の推進を図ります。

障がい福祉サービスを利用しているか



資料：津久見市福祉に関するアンケート調査結果（令和5年度）

(2) 居住支援の充実

【基本課題】

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るためには、その拠点となる生活の場が確保されていなければなりません。そのため主な受け皿となるグループホーム（共同生活援助）の整備が必要不可欠です。

今後も障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状態や生活状況を十分に把握しながら、地域住民の理解・促進を図るとともに、安心して暮らしていくことができる住まいの場が確保できるよう取り組んでいく必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
グループホームの設置促進	◆グループホームの設置促進に向けて、地域資源の活用の可能性を検討していくとともに、サービス提供事業者の参入及び事業拡大の促進を図ります。 ◆サービス提供事業者へ国・県の補助制度などの情報提供を行います。

(3) 経済的支援の充実

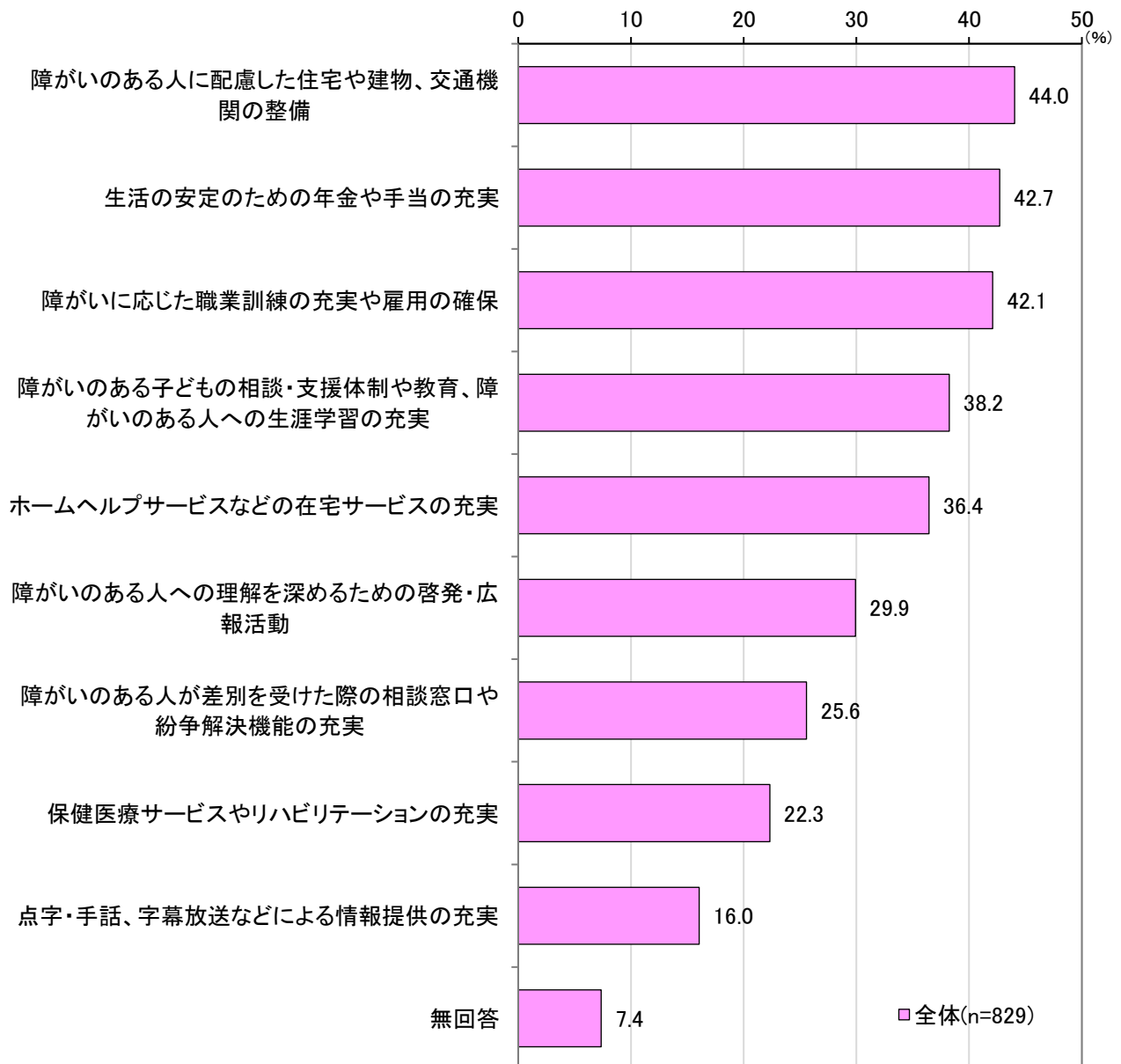
【基本課題】

障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要な課題となっています。また各種手当や給付制度などの周知により制度利用の促進を図る等、支援施策の周知等についても体制整備を行っていく必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
各種福祉手当の支給	◆特別障害者手当など各種手当の支給及び制度の周知を行います。
各種減免制度の周知と利用促進	◆住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知を行います。 ◆心身障がい者タクシー料金の助成制度による支援を行います。

障がいのある人に関する国や地方公共団体の施策の
うち、もっと力を入れる必要があると思うものは何か



資料:津久見市地域福祉等に関するアンケート調査結果(令和5年度)

施策の方針2 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の推進

【基本課題】

疾病や障がいを早期に発見し、重症化を防ぐためには、若年期からの健康づくりに重点を置いた健康診査や健康相談の充実を図るとともに、適切な治療・リハビリテーションにつなげていくことが重要です。

また、乳幼児期においては、乳幼児健診や発達相談等を通して障がいを早期に発見し、それぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばすことができるよう一人ひとりの特性に応じた適切な支援が求められています。

そのためには、障がい児通所サービス事業所や専門的医療機関等と連携を図り、早期に療育を受けられる体制が必要です。

【施策の展開】

項 目	内 容
健康づくりの推進	◆生活習慣病の予防、健康の維持増進を図るため、ライフステージに応じた健康診査や健康相談などを行うとともに、運動習慣の継続や食生活の改善など市民の健康づくりを推進します。 ◆生活習慣病や加齢等による要介護状態への移行を予防するため、介護予防事業の推進を図ります。
乳幼児健診・相談の充実	◆乳幼児健診の受診率向上を図るとともに、小児科医による診察、指導や臨床心理士、言語聴覚士、保育士、歯科衛生士などの専門職による相談体制を充実させることにより、疾病等の早期発見、早期支援に努めます。
乳幼児健康相談	◆電話相談だけでなく保健師が訪問し、身体測定を行い、発達や育児に関する相談に応じるとともに、管理栄養士による離乳食や栄養相談の充実を図ります。
新生児聴覚スクリーニング検査の実施支援	◆聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援が行われることにより、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるため、新生児の聴覚スクリーニング検査の支援を行います。
早期療育体制の充実	◆健診時やその後の保健師によるフォローを通じて、保護者の育児不安の解消や療育機関を受診できるよう支援します。 ◆ことばが出ない、発音がはっきりしない、集団行動が苦手など成長発達において心配のある乳幼児の保護者に対して、医療、保健、福祉、教育など関係機関と連携して早期療育に結びつけていきます。
相談支援体制の充実	◆療育相談会や巡回相談などによる相談支援を行うとともに、相談支援事業所や医療機関などとの連携による支援体制の充実を図ります。

(2) 精神保健・医療施策の推進

【基本課題】

精神障がいや難病、発達障がいなど障がいの要因となる疾病は多様化・複雑化しており、医療機関での専門的なケアを行うほか、予防や障がいの早期発見・早期治療、リハビリによる症状の緩和など様々な対策が求められます。近年は、うつ病などこころの病気を患う人が増加していますが、こころの病気の予防及び軽減には、早い段階での発見・治療が重要であることから保健所等と連携しながら、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発の取組が必要です。

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の範囲に難病等が加わり難病患者についても障がい福祉サービスや相談支援等の対象となりました。難病については、原因不明で治療法も確立されていないことから、発症した場合、精神的にも経済的にも大きな負担となります。難病患者への保健、医療、福祉施策の更なる充実が求められています。

さらに、医療機関等と連携を図り、難病等の対象となる疾病の周知を行い、症状や生活環境に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
精神保健福祉施策の推進	◆相談支援事業所と連携し、精神障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 ◆自殺予防やうつ病等を対象とした健康教育等を行い、こころの病気の普及啓発を行います。
こころの病気の早期発見と早期治療	◆ストレスやうつ病など心の悩みを抱える人の早期発見、早期治療を図るため、保健所と連携して心の健康相談の充実を図ります。
医療費の支援	◆障害者総合支援法の施行に基づく自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）の支給を行います。 ◆重度心身障がい者に対する医療費の助成を行います。
福祉・保健・医療の連携強化	◆難病患者等を含め、支援を必要とする方が安心して生活を送ることができるよう、関係機関との連携の強化を図り、切れ目のないサービスが提供できるよう支援体制の充実を図ります。 ◆難病患者については、国や県の動向を注視しながら実態把握に努め、保健所等と連携し必要な施策を実施していきます。

基本目標3 子どもの成長を促し、それぞれの特性にあった支援を

S D G s

関連分野



施策の方針1 保育・教育の充実

(1) 障がい児保育・教育の充実

【基本課題】

障がいのある子どもたち等については、できるだけ早期に障がい等を発見し、その能力や可能性を伸ばすため、本人の意向を尊重しつつ、障がいの特性をしっかりと踏まえたきめ細かな教育が望まれます。

特に発達障がいと思われる特性がみられるものの、専門医の検査では、発達障がいの確定診断ができない場合があることから、保護者・保育園・幼稚園・学校や各関係機関との切れ目ない連携づくりのもとに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸ばしていくため、乳幼児期から学校教育終了までを見通した適切な指導及び必要な支援の推進・充実を図ることが必要です。

【施策の展開】

項 目	内 容
ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備	◆乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、乳幼児健診の充実を図るとともに、発達障がいの疑いのある子どもについて、医師が関与して早期に把握する体制の整備を進めます。 ◆障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、労働等の各機関のネットワークづくりを進め、多角的なアプローチができる体制づくりに努めます。
障がい児に対する支援	◆在宅の障がい児が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障がい児施設等の有する療育機能を活用し、保健所と連携して、巡回療育相談や訪問指導、施設支援指導等を行います。 ◆幼稚園・保育園において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修に取り組みます。 ◆放課後児童クラブ指導員の、障がい児への対応や保護者に対する支援等について研修等を充実し、放課後児童クラブでの障がい児の受入れを支援します。 ◆在宅の障がい児への支援に当たっては、児童福祉法による障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

項 目	内 容
障がい児に対する支援	◆施設に入所している障がい児に対して、18歳になっても継続した支援が受けられるよう、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能を強化するなど支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を促進します。

施策の方針2 生涯学習、スポーツ活動の機会の充実

(1) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

【基本課題】

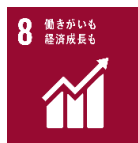
障がいの有無に関わらず、スポーツや文化芸術活動を行うことは、健やかな心身とともに心豊かな生活を送る上で非常に重要です。そのためにも、誰もが気軽に参加できる生涯学習、スポーツ・レクリエーションの機会が必要です。障がいのある人の文化活動やスポーツ活動等を通じた社会参加を促進するため、機会創出や支援を行う必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
生涯学習の促進	◆ときめき作品展などへの出品や各種教室・講座等への参加を促進します。 ◆ふれ愛教室をはじめ、障がいのある人のニーズに応じた各種教室を開催します。
スポーツ・レクリエーション活動の支援	◆「障がい者スポーツ大会」等への参加をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう支援及び情報提供を行います。 ◆スポーツを通じて体力の維持・向上を図るとともに、交流と親睦を深めることができるよう、グラウンドゴルフなどの生涯スポーツの振興を図ります。

基本目標 4 生活をする上で必要な体制を整える

S D G s
関連分野



施策の方針1 雇用・就労の促進

(1) 就労支援の促進・就労の場の確保

【基本課題】

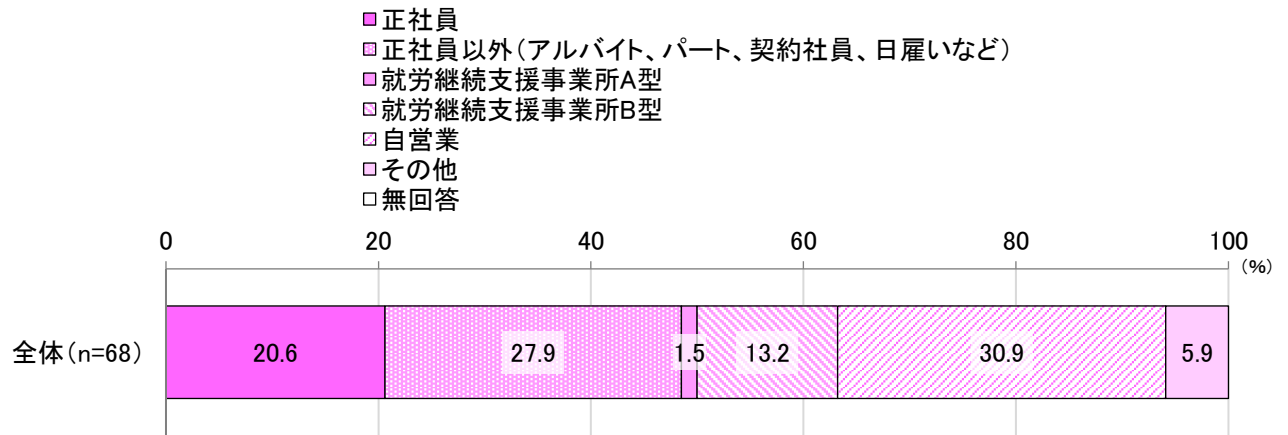
障がいのある人が働くことを通じて、生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、障がいの種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な就労の場が確保されていることが必要です。平成 28 年の障害者雇用促進法改正では、雇用分野における障がい者差別の禁止や、事業者の合理的配慮の提供等をはじめ、障がいの特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが事業主に求められることとなりました。

また、障がいのある人が就労可能な職種の開発や相談の充実を図るため、関係機関との連携を推進し、障がいのある人の就労支援を促進していくことが必要です。

【施策の展開】

項 目	内 容
雇用促進のための啓発の推進	◆自立支援協議会しごと部会を中心に、ハローワークや関係機関などと連携し、障がいのある人の雇用拡大のための啓発を推進します。 ◆障がいのある人の雇用促進に当たり、企業・事業所等に理解を求めるため、情報提供や啓発事業を行います。
福祉的就労の充実	◆就労移行支援事業、就労継続支援事業における作業の確保や利用の拡大を促進します。
正規雇用の拡大	◆障がい者雇用を検討している企業等に対し、正規雇用の拡大を呼びかけるとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し、正規雇用の際の支援を行います。
就労定着に向けた支援の充実	◆就労の定着を図るため、諸問題等について、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、解決のための相談を行います。
総合的な就労相談体制の充実	◆相談支援事業所やハローワークなど関連就労支援機関と連携し、就労支援から就労後のフォローまで一貫した支援と相談支援の体制の確立を図ります。

「就労している」と回答した障がい者の雇用形態



資料：津久見市福祉に関するアンケート調査結果（令和5年度）

施策の方針2 情報提供体制の推進

(1) 情報提供体制の充実

【基本課題】

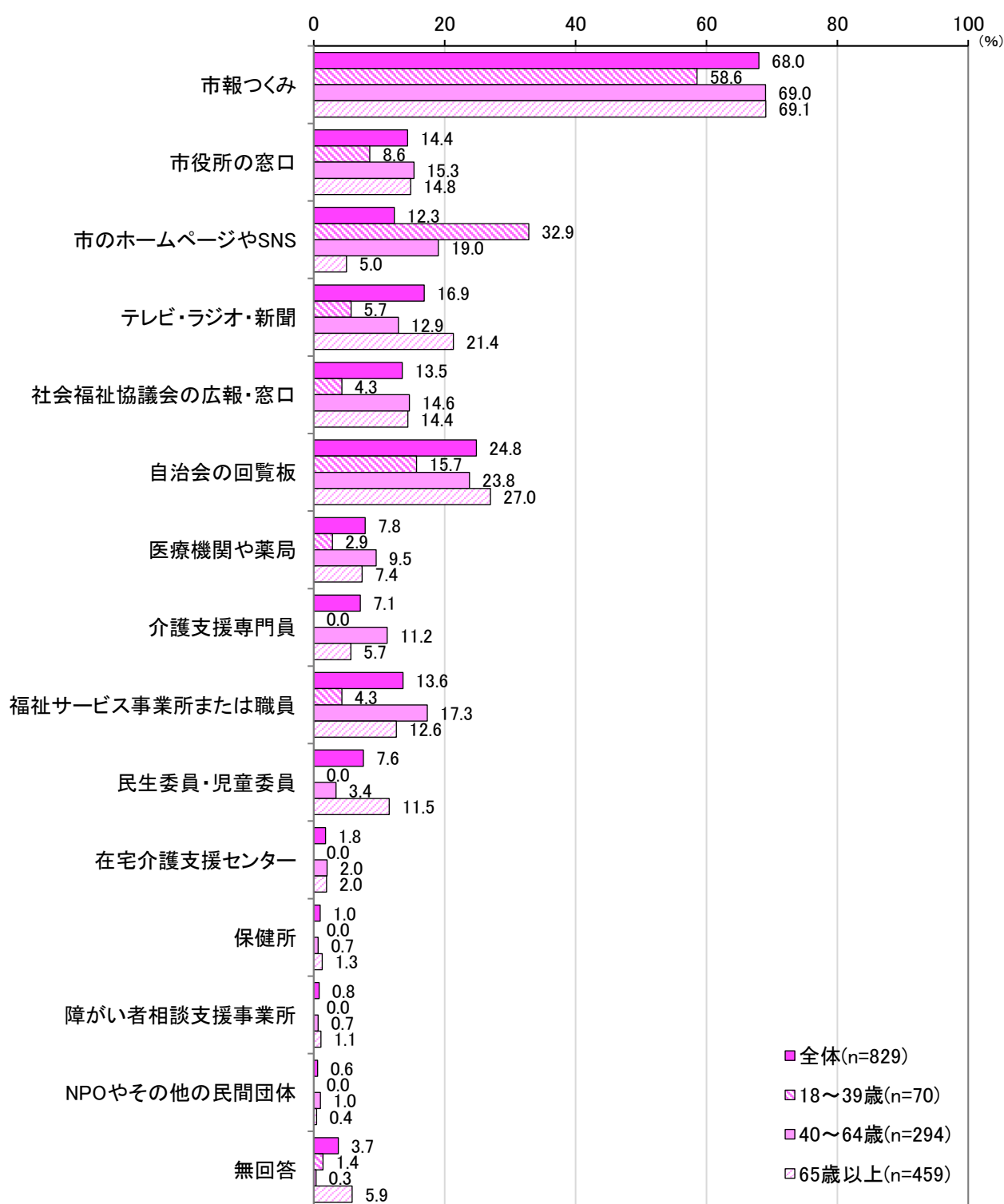
市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して、全ての市民に必要な情報が必要な人に行きわたるよう、その提供体制を充実していく必要があります。

さらに、「物理的バリア」だけでなく、「情報バリア」についても十分に考慮し、障がいのある人が豊かな生活を送るために情報を資源として活用できるよう、その体制を整備する必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
情報提供の充実	◆市の広報やホームページについて、大きな文字を使用するなどの工夫をして誰もが読みやすい、分かりやすい紙面づくりに努めるとともに、「声の広報」等の充実を図ります。 ◆障がいに対する各種サービスや制度についてわかりやすくまとめたパンフレット等の刊行物の作成を検討します。
障がいのある人の情報バリアフリー化（IT機器活用）の推進	◆インターネットを利用して情報を入手できるように、日常生活用具を活用したパソコンメール等での情報伝達をスムーズに行うため、障がい者団体との連携を密にします。
コミュニケーション支援の充実	◆聴覚障がい者等のコミュニケーション手段確保のため、手話講習会等を開催し、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーションを支援する人材の養成を行います。

福祉サービスに関する情報はどこから入手しているか



資料：津久見市地域福祉等に関するアンケート調査結果（令和5年度）

基本目標5 安全で安心できる生活環境づくり

S D G s
関連分野



施策の方針1 生活環境の整備

(1) バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

【基本課題】

障がいのある人にとって安全で暮らしやすいまちづくりは、全ての人にとって、安全で暮らしやすいまちづくりであるという考え方のもと、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりが進められています。

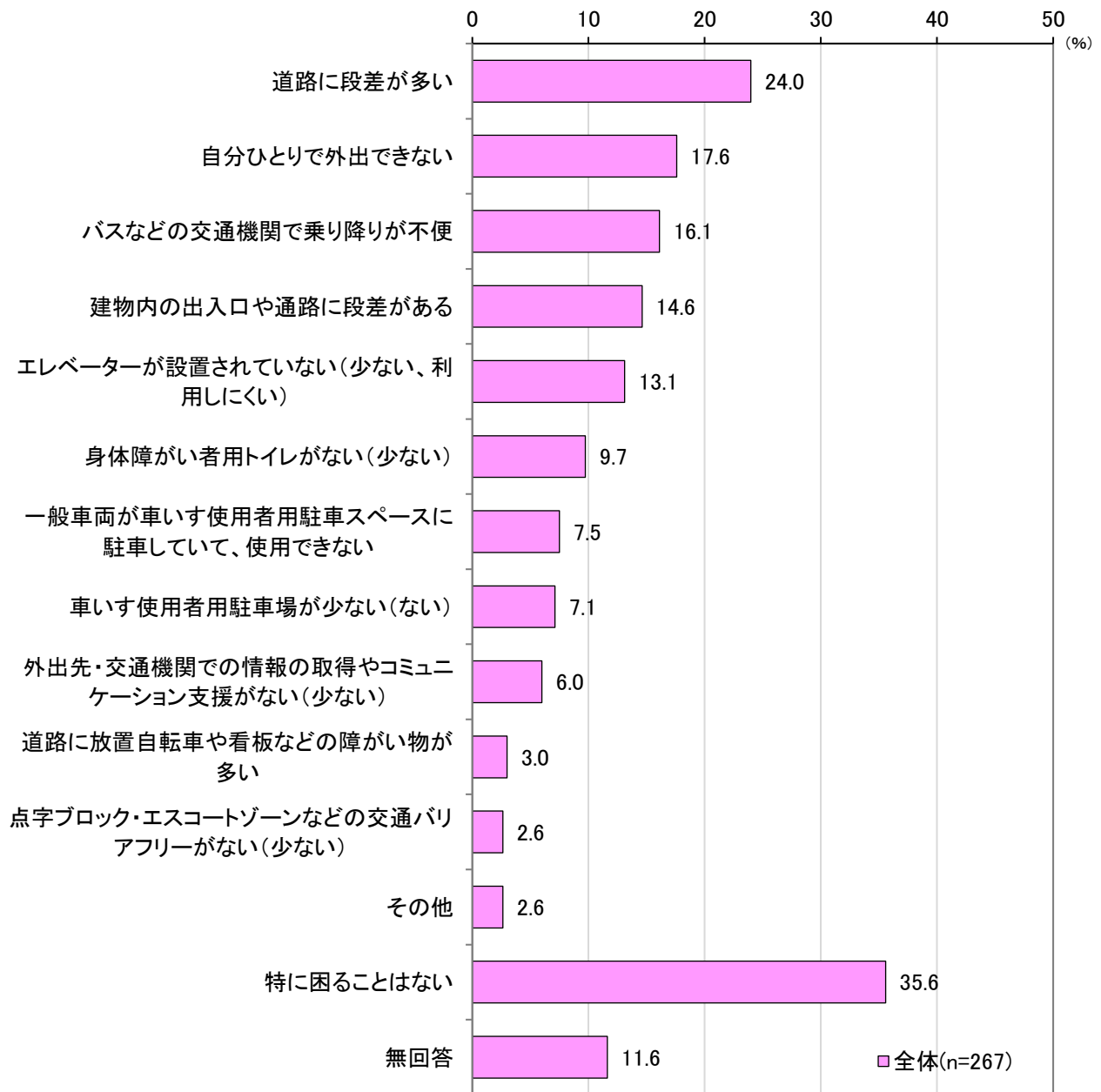
本市では、ユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを進めるため、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、公共施設のバリアフリー化に取り組んでおり、近年では、津久見市民会館の改修工事に当たり、エレベーターの設置や多目的トイレの設置を行いました。

今後は、津久見市総合計画、津久見市都市計画マスタープランと連携し、道路や公共施設等の改修時のユニバーサルデザインの導入の促進を行うとともに、地域の支え合いにより、高齢者や障がい者などの外出支援の輪を広げ、全ての人にとってどこでも気軽に手助けできるよう、ソフトの整備のほか、「心のバリアフリー」に対する啓発も併せて進めていく必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
各公共施設のバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの推進	◆計画段階からのユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの考え方のもと公共施設のバリアフリー化の取組を推進します。
安全・安心の道路交通環境や公園の整備	◆障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。 ◆公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障がいのある人が利用しやすい多目的トイレの設置や便器の洋式化を推進します。 ◆障がいのある人にも利用しやすい駐車スペースの確保・充実について、関係機関に要請していきます。
障がい者住宅改造助成事業	◆在宅重度心身障がい者の住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改造費の一部を助成します。

外出するときどんなことに困っているか



資料:津久見市福祉に関するアンケート調査結果(令和5年度)

(2) 安全な交通の確保

【基本課題】

障がいのある人がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、建物や公園、公共交通、道路などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの指導等を実施するとともに、迷惑駐車・自転車対策に取り組む必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
公共交通機関のバリアフリー化の促進	◆電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
迷惑駐車・自転車対策	◆迷惑駐車防止の啓発活動に取り組みます。 ◆歩道や点字ブロック上に駐車している自転車は、障がいのある人の歩行を阻害しているため、利用マナーの向上に取り組みます。
交通安全意識の向上のための教育の推進	◆交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるために、園児や小中学生を対象に交通安全教育の推進を図ります。
一体的な事業推進体制の整備	◆まちづくりについては、計画段階で障がい者団体や身体障がい者相談員等に意見を伺うとともに、関係機関も出席し、意見の共有を図り、一体的な事業推進を行います。

(3) 防災・防犯体制の整備

【基本課題】

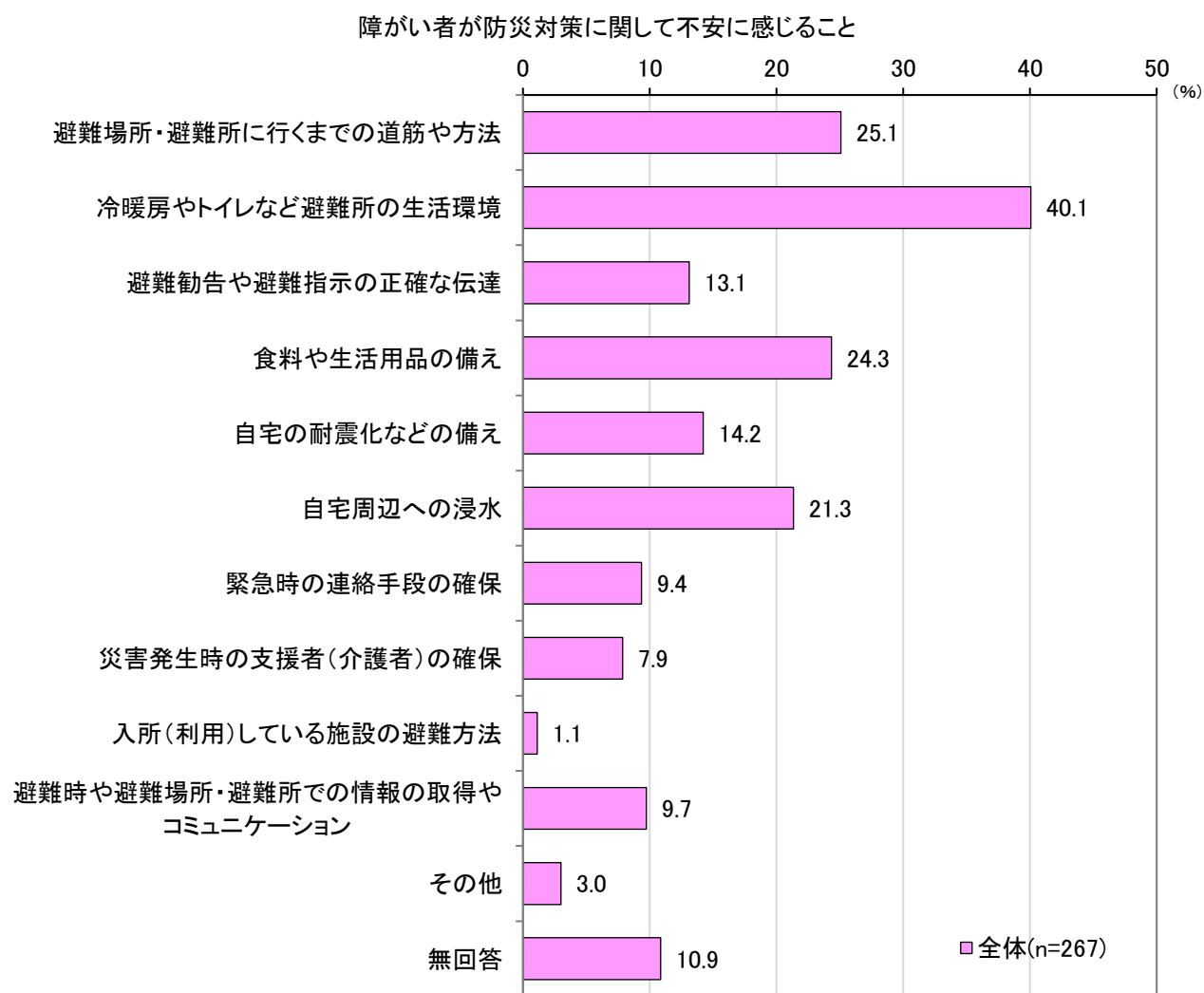
平成29年9月台風第18号により、津久見市は多大な被害に直面し、災害時に要配慮者といわれる高齢者・障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の支援を要する方々の対応について、地域社会全体での防災対策・支援の体制整備の必要性を痛感する事態を経験しました。

これを受け、本市においては、高齢者、障がい者等避難に支援が必要な方々（避難行動要支援者）の避難支援体制の充実を図るため、障がい者に対する防災アンケートを実施し、課題の検討や支援者の整備等を図る取組を始めています。

今後は、障がいのある人をはじめ、支援が必要な方々の声を活かしながら、より実践的な取組として、地域の自主防災組織が避難経路や方法について必要な情報の共有を図る取組などを促進する必要があります。

【施策の展開】

項 目	内 容
地域力向上による見守り体制の強化	◆障がいのある人や高齢者等の要支援者を地域で見守り、支える体制を構築するための様々な取組を地域の中で住民が相互に行い、それを行政が支援することで地域力の向上を図ります。 ◆障がい者向けの防災講習会や障がい者団体との防災に関する意見交換会等を行います。
避難行動要支援者の避難体制の充実・整備	◆救急時や災害時等、万が一の事態に備えるため、避難行動要支援者の個別情報を台帳化し、社会福祉課、社会福祉協議会、消防本部、災害対策本部等で共有するとともに、区長や民生委員児童委員にも情報提供を行います。 ◆避難行動要支援者本人に対して自らが災害への適切な対応ができるよう「安心お守りキット」として自宅に配備することで自助・共助の体制を強化し、迅速な支援につなげます。 ◆保健所や各関係機関と連携し、災害時対応に係る連絡会において避難行動要支援者の災害時避難個別支援についての体制づくりを構築します。 ◆障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者に対し、市から発令された避難の情報がいち早く伝わる体制づくりに努めます。 ◆障がいのある人に配慮した避難所運営等を関係機関と協議していきます。
地域防犯体制の確立	◆地域の防犯力を高めるために警察署や区長等と連携を強化し、犯罪情報の提供や防犯意識の向上を図るとともに、地域の支え合いネットワークを活用し、安全な環境づくりを支援します。



資料: 津久見市福祉に関するアンケート調査結果(令和5年度)

施策の方針2 気軽に相談できる環境づくり

(1) 相談支援体制の充実

【基本課題】

障がいのある人がいつまでも地域で安心して暮らしていくためには、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる場所があることが必要不可欠です。

そこで、身近な相談機関を一層強化するとともに、相談支援に関わる窓口や機関が、窓口相談のしやすさを追求し、相談従事者における障がいの理解やコーディネート能力等の向上に努め、利用者からの信頼や満足度を高める必要があります。

また、自立支援協議会を中心とした関係機関のネットワークのもとで、情報を共有するとともに、地域の相談窓口との連携を強化し、包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

【施策の展開】

項 目	内 容
障がいのある人を支えるネットワークの充実	◆自立支援協議会の活性化を図り、事業所同士や関係機関・団体・行政が連携し、障がいのある人やその保護者が抱えている問題、ニーズや課題に対応するためのネットワークの構築を図ります。
相談員活動の充実	◆障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決に当たる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員による相談活動の充実を図ります。
専門的な相談員機能の充実	◆医療相談、療育相談、介護者への支援のほか、長期入院からの地域移行に向けた支援など、より専門的な相談機能の充実を図ります。
「地域共生社会」に対応した包括的相談体制の整備	◆相談内容が複雑化、多様化し、障がい者施策だけでは解決できない複合課題や制度の狭間の課題が増加しています。これらの課題に対しても対応できるよう、制度・分野ごとの縦割りを超え、包括的な対応ができるよう、庁内の資源や施策の連携を図り、相談体制の充実を図っていきます。

第 5 章 第 7 期津久見市障がい福祉計画、第 3 期津久見市障がい児福祉計画

1 第7期障がい福祉計画の位置付け

(1) 計画策定にあたっての基本的理念

第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までを期間とする、市町村障害福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。

2 令和 8 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針	◇令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◇令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 %以上削減することを基本とする。
------	---

【第7期計画の成果目標】

内容	数値	考え方
令和 4 年度末の施設入所者数（A）	54 人	令和 4 年度末の施設入所者数
【目標】地域生活への移行者数	4 人	(A) のうち、令和 8 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6 %	
【目標】施設入所者の削減数	3 人	(A) の時点から、令和 8 年度末時点における施設入所者の削減目標値
	5 %	
令和 8 年度末時点の施設入所者数	51 人	令和 8 年度末の施設入所者数見込み

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	◇令和８年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和３年度実績の１.２８倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業からの移行者数を令和３年度実績の概ね１.３１倍以上、就労継続支援Ａ型からの移行者数を令和３年度実績の概ね１.２９倍以上、就労継続支援Ｂ型からの移行者数を令和３年度実績の概ね１.２８倍以上を目指すこととする。 ◇就労定着支援事業の利用者数を、令和３年度実績の１.４１倍以上とすることを基本とする。 ◇就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。
--------------------	--

【第７期計画の成果目標】

内容	令和３年度 実績	令和８年度 目標値	令和８年度目標値の考え方
一般就労移行者数…（α）	３人	４人	令和３年度実績の１.２８倍
（α）のうち就労移行支援から一般就労への移行者数	２人	３人	令和３年度実績の１.３１倍
（α）のうち就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数	０人	１人	令和３年度実績の１.２９倍
（α）のうち就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数	１人	２人	令和３年度実績の１.２８倍
就労定着支援の利用者数	２人	３人	令和３年度実績の１.４１倍
就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所数	１事業所	２事業所	国の指針に基づき、就労定着率が７割以上となる事を目標とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所		２事業所	国の指針に基づき、就労移行支援事業所の５割以上となる事を目標とする。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第7期計画の成果目標】

現にサービスを利用している精神障がい者の人数や保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催実績等を勘案して、次の見込量を設定しました。

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場

内容			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
連絡会 開催回数	見込	回/年				1	1	1
	実績	回/年				—	—	—

② 精神障がい者の障がい福祉サービス利用

内容		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援 〈単位：人〉	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
地域定着支援 〈単位：人〉	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
共同生活援助 〈単位：人/月〉	見込	19	19	19	19	19	19
	実績	21	20	19	—	—	—
自立生活援助 〈単位：人/月〉	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
自立訓練 (生活訓練) 〈単位：人/月〉	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1	—	—	—

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	◇地域生活支援拠点について、令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ◇強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------------------	---

【第７期計画の成果目標】

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備	実施
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年１回以上
強度行動障がい者を有する人への支援体制の整備【新規】	実施

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	◇相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ◇地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数の見込みを設定する。 ◇地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ◇地域の相談機関との連携強化の取組や個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。 ◇基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 ◇協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定する。
--------------------	---

【第７期計画の成果目標】

令和８年度末までに基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

項 目	取組内容	目標
市内の相談支援事業者等に対して専門的な指導・助言	市内指定特定相談支援事業所に対して行う実地調査の回数	年２回
市内の相談支援事業者の人材育成の支援	基幹相談支援センターが実施する市内相談支援事業所向け研修会の実施回数	年１回
市内の相談機関との連携強化の取組	相談支援機関との連絡会の回数	年４回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善【新規】	相談支援機関との連絡会にて個別事例の支援状況の確認・検証した回数	年４回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置【新規】	主任相談支援専門員の配置数	１人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【新規】	専門部会等における事例検討の実施回数	年２回以上
協議会の専門部会の設置【新規】	専門部会の設置数	３か所
	専門部会の実施回数	年２０回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針	令和８年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。
-------------	--

【第７期計画の成果目標】

大分県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加や、県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数を設定します。

項 目	取組内容	目 標
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	大分県が実施する研修への参加人数	４人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析及び結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数の見込み	体制：有
		年１２回

3 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要するものに、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の援護、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を有する障がい者等で、意思疎通に著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりのものならびに知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有するものに、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

② 実績・計画値

サービス名		第6期計画実績		第7期計画見込		
		令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間分	117	117	117	117	117
	人分	11	11	11	11	11
重度訪問 介護	時間分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
同行援護	時間分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
行動援護	時間分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
合計	時間分	117	117	117	117	117
	人分	11	11	11	11	11

数値は各年度の3月におけるサービス量（令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量）

(2) 日中活動系サービス

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人に、就労アセスメントの手法を活用し、本人の意向、就労能力や適性等に合った働き方・就労先の選択について支援します。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養にかかる介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護をする人の疾病その他の理由により、障がいのある人が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含めて施設等で入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

②実績・計画値

サービス名		第6期計画実績		第7期計画見込		
		令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,338	1,310	1,310	1,310	1,310
	人分	70	70	70	70	70
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	19	50	25	25	25
	人分	1	2	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	0	25	25	25
	人分	0	0	1	1	1
就労移行支援	人日/月	133	150	150	150	150
	人分	6	8	8	8	8
就労選択支援	人日/月	—	—	—	10	25
	人分	—	—	—	2	5
就労継続 支援A型	人日/月	243	210	210	210	210
	人分	11	10	10	10	10
就労継続 支援B型	人日/月	1,492	1,550	1,550	1,550	1,550
	人分	79	83	83	83	83
就労定着支援	人分	2	4	4	4	4
療養介護	人分	6	5	5	5	5
短期入所	人日/月	3,239	3,296	3,296	3,296	3,296
	人分	178	186	186	186	186

数値は各年度の3月におけるサービス量（令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量）

(3) 居住系サービスについて

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む障がいのある人に、主として夜間において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言等の日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

②実績・計画値

サービス名		第6期計画実績		第7期計画見込		
		令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	41	44	44	44	44
施設入所支援	人分	54	54	53	52	51
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0

数値は各年度の3月におけるサービス量（令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量）

（4）相談支援について

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの必要な支援を行います。

②実績・計画値

サービス名		第6期計画実績		第7期計画見込		
		令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	205	200	200	200	200
地域移行支援	人	0	1	2	3	4
地域定着支援	人	0	1	2	3	4

数値は各年度の3月におけるサービス量（令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量）

4 地域生活支援事業の見込量

障がいのある人が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に規定される市が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない「必須事業」と、地域特性を考慮して柔軟に実施できる「任意事業」から構成されています。

【必須事業】10 事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター事業

【任意事業】6 事業

- ①福祉ホーム事業
- ②訪問入浴サービス事業
- ③日中一時支援事業
- ④レクリエーション活動等支援事業・芸術文化活動振興事業
- ⑤自動車運転免許取得・改造助成事業
- ⑥巡回支援専門員整備事業

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 理解促進研修・啓発事業【必須事業】

市が実施する幼児健診、幼児教室時に臨床心理士、言語聴覚士、保育士を派遣し、保護者等に対し障がいについての認識、理解を深めるための講演会や障がい児等の保護者からの相談や助言等の対応を行い、障がいに対する理解啓発を行います。

理解促進研修・ 啓発事業	第 6 期計画実績			第 7 期計画見込		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
開催回数（回）	15	18	16	17	17	17
利用者数（人）	162	163	111	100	80	80

(2) 自発的活動支援事業【必須事業】

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

自発的活動 支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
助成件数	2	2	2	2	2	2

(3) 相談支援事業【必須事業】

①障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに相談等の業務を総合的にを行います。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に関する支援や、家主等への相談・助言等を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

相談支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業 （事業所）	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター 設置の有無	無	無	無	無	有	有
住宅入居等支援事業 支援件数	0	0	0	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度 利用支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
申立件数 (件)	0	0	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るものです。

本計画策定時点では実施の予定はありませんが、必要に応じて検討します。

成年後見制度 法人後見支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
申立件数 (件)	0	0	0	0	0	0

(6) 意思疎通支援事業【必須事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

① 手話通訳者設置事業

障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者の設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者設置事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
設置数(人)	1	1	1	1	1	1

②手話通訳者・要約筆記者派遣事業

障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣延べ人数（人）	15	19	20	20	20	20

(7) 日常生活用具給付等事業【必須事業】

①介護・訓練用支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、移動といった自立生活を支援する用具

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養を支援する用具

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具などの排泄管理を支援する用具

⑥居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

日常生活用具給付等事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用（件）	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具（件）	1	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具（件）	4	2	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具（件）	4	3	2	3	3	3
排泄管理支援用具（件）	503	529	530	530	530	530
居宅生活動作補助用具（件）	1	1	1	1	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業です。

手話奉仕員養成研修事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修修了者数(人)	5	2	7	5	5	5

(9) 移動支援事業【必須事業】

障がいのある人（児）であって、市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

移動支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	5	7	8	8	8	8
延べ利用時間（時間）	96	109	147	150	150	150

(10) 地域活動支援センター事業【必須事業】

生活支援の相談、創作活動などを通じ、日中の居場所機能と地域生活支援の促進を図ります。

地域活動支援センター事業		第6期計画実績			第7期計画見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I 型	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	9	7	5	10	10	10
II 型	箇所数	2	2	2	2	2	2
	人/月	13	13	13	13	13	13

I型：上記事業内容に加え、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。

II型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

(11) 福祉ホーム事業【任意事業】

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時介護、医療を必要とする状態にある人を除く。）を対象に、現に住居を求めている障がいのある人に、低額な料
金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がい
のある人の地域生活を支援します。

福祉ホーム事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1
実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1

(12) 訪問入浴サービス事業【任意事業】

居宅や施設で入浴することが困難な重度の心身障がい者（児）に、訪問による入浴サービス
を提供します。

訪問入浴サービス事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1
実利用者数（人）	2	2	1	2	2	2

(13) 日中一時支援事業【任意事業】

日中において介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人
（児）を預かり、障がいのある人（児）の日中活動の場の提供と介護者のレスパイト（休息）を目
的として行います。

日中一時支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1
実利用者数（人）	2	1	2	2	2	2

(14) レクリエーション活動等支援・芸術文化活動振興事業【任意事業】

スポーツ・レクリエーション活動や芸術文化活動を通じて、障がいのある人の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催する事業です。

レクリエーション 活動等支援・ 芸術文化活動振興事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業数	2	2	2	2	2	2

(15) 自動車運転免許取得・改造助成事業【任意事業】

障がい者の社会参加と自立促進のため、自動車運転免許の習得に係る費用の一部や運転しやすいような操向装置、駆動装置の改造に係る費用の一部を助成します。

自動車運転免許取得・ 改造助成事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取得 助成事業件数	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業 件数	0	0	1	1	1	1

(16) 巡回支援専門員整備事業【任意事業】

発達障がい等に関する知識を有する専門員（臨床心理士等）に依頼し、市内の幼稚園・保育園・認定こども園等で巡回訪問を実施し、園の職員や園児の保護者等に対し、情報提供や助言等の支援を行います。また、次年度に小学校に入学する園児の情報を市の教育委員会と共有することにより、必要な支援を切れ目なく提供できる体制整備を行います。

巡回支援専門員 整備事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数	11	10	9	10	10	10
利用か所数	7	6	5	5	5	5

5 第3期障がい児福祉計画の基本的理念

障がい児については、こども基本法に規定された権利を保障することに加え、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、保育・教育等の利用状況を踏まえながら、今後も現在のサービス提供体制を確保するとともに、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の確保に努めます。

6 第3期障がい児福祉計画の成果目標値の設定

障がい児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを期間とする、市町村障がい児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。

(1) 障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築(継続)

国の指針	◇令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◇令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ◇令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◇令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------	--

【第3期計画の成果目標】

項 目	令和4年度末 時点の状況	目標数値
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有(圏域)	有(圏域)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所	1か所
障がい福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	有

7 障がい児通所支援等のサービス見込量

(1) 障がい児通所支援

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児が障がいを持たない児童との集団生活への適応のための専門的な支援など、必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童など、重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

② 実績と見込量

サービス名		第2期障がい児福祉計画の実績			第3期障がい児福祉計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	52	66	43	43	43	43
	人	3	4	3	3	3	3
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	103	119	124	184	184	184
	人	6	6	7	10	10	10
保育所等訪問支援	人日/月	3	6	5	5	5	5
	人	2	3	3	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0

数値は各年度の3月におけるサービス量（令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量）

(2) 障がい児相談支援について

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
障がい児相談支援	障がいのある児童の適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援するため、障がい児支援利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。

②実績と見込量

障がい児相談支援	第2期障がい児福祉計画の実績			第3期障がい児福祉計画の見込量		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 見込	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	15	16	13	16	16	16

数値は各年度の3月におけるサービス量（令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量）

第 6 章 計画の推進に向けて

1 関連機関との連携

本計画は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が重要であることから、庁内の関係部局の連携はもとより、国、県の行政機関、関係団体、障がい者関係団体等との連携強化に努めます。

2 当事者の障がい者施策への参加

障がいのある人の視点に立った施策の展開には、当事者が各種障がい者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障がいのある人及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

3 進捗状況の点検・把握

本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、自立支援協議会において、進捗状況の点検・把握を行うとともに、課題について、協議検討します。

また、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることされています。

本市では、PDCA サイクルを利用し、円滑な事業の実施に向けて、取り組んでいきます。



4 計画の弾力的運用

「第4次津久見市障がい者計画」は令和6年度～令和11年度の6年間、「第7期津久見市障がい福祉計画及び第3期津久見市障がい児福祉計画」は、令和6年度～令和8年度の3年間を計画期間としていますが、今後の国の動向や社会経済情勢等の変化に応じて計画を見直すなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

資料編

1 津久見市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(平成 23 年 10 月 1 日告示乙第 56 号)

改正 平成 25 年 4 月 1 日告示乙第 21 号の 4 平成 29 年 6 月 1 日告示乙第 28 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）を策定するため、津久見市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画等の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項

(委員)

第 3 条 委員は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者等の代表
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、障がい者計画等が策定されるまでの期間とする。ただし、前項第 3 号及び第 4 号の職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、10月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示乙第21号の4)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日告示乙第28号)

この告示は、公示の日から施行する。

2 津久見市障がい者計画等策定委員会委員名簿

【津久見市地域福祉計画策定委員名簿】

No		氏 名	関係機関・団体名	役 職
1	○	原 尻 育 史 郎	津久見商工会議所	専務理事
2		山 添 義 昭	津久見市民生委員・児童委員協議会	会長
3		中 村 謙 助	津久見市身体障害者福祉協議会	会長
4		神 田 弘 法	臼津あけぼの会	会長
5		葉 真 寺 賢二	うばめ園保護者会	会長
6		戸 田 篤 男	豊友会 うばめ園	管理者
7		新 納 愛	豊海会 とよみ園	施設長
8		神 田 恭 子	NPO 法人ちちんぷいぷいあけぼの	理事長
9		中津留 公治	Green Flash（グリーンフラッシュ）	管理者
10	◎	倉 原 英 樹	津久見市地域自立支援協議会	会長
11	○	浦 中 隆 浩	津久見市社会福祉協議会	事務局長
12		岩 尾 恭 輔	津久見市校長会	会長
13		富 田 ゆ か り	NPO 法人やまびこクラブ	施設従事者（保育士）
14		仲 村 真 樹	津久見市地域自立支援協議会	こども部会長
15		岩 尾 美 樹	津久見市地域自立支援協議会	しごと部会長
16		河 野 佳 子	津久見市地域自立支援協議会	くらし部会長
17		新 名 葉 子	津久見市身体障害者相談員	
18		鶴 田 日 出 美	家庭児童相談員	

◎策定委員長 ○副委員長

【オブザーバー】

No		氏 名	関係機関・団体名	役 職
1		清 水 久 美 恵	大分県中部保健所	参事兼地域保健課長

【事務局】

No	氏 名	所 属 及 び 役 職
1	吉 本 竜 太 郎	津久見市社会福祉課 課長
2	川 野 哲	// 障がい支援班 主幹
3	後 藤 美 和	// 障がい支援班 主査
4	阿 部 達 矢	// 障がい支援班 主任
5	田 島 こ み ち	// 障がい支援班 主事

3 用語解説

あ

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものことを指します。

イノベーション

ものやサービス、仕組みなどに新しい考え方や技術を取り入れ、新しい価値を生み出して社会に変革を与えることです。

インフラ

日々の生活を支える基盤となるもののことです。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

エンパワーメント

組織の中の一人ひとりが持っている潜在的な力を最大限に引き出し、自らの判断で積極的に行動することです。

か

基幹相談支援センター

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談拠点として様々な相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関です。

共生社会

障がいの有無や年齢・性別・国籍の違いなど、さまざまな違いのある人々が、対等な立場で相互に尊重しあい、多様な形で参加・貢献できる社会のことです。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で調整や変更などの対応することです。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

障がい者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

情報バリア

社会のIT化による利益を享受できないことを指します。反対に高齢者や障がいのある人もIT化による利益を享受できる状況を「情報バリアフリー化」といいます。

身体障害者手帳

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能などに一定以上の障がいがあると認められた人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から6級に分かれています。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれています。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

地域自立支援協議会

障がいのある人の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がいのある人・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場です。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように地域内で助け合う体制のことです。

地区社会福祉協議会（地区社協）

暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、そこで暮らす方々の「つながり」を活かしながら活動を展開する住民主体の組織のことです。

は

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。

物理的バリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことです。例えば、路上の放置自転車、狭い通路、急こう配の通路などです。

ボランティア

自発的な意志に基づき他人や、社会に貢献する行為のことです。

ま

メンタルヘルス

からだの健康ではなく、こころの健康状態のことを指します。

や

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や建築物、道路等の生活環境をデザインする考え方です。

ら

ライフステージ

人の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいいます。

療育手帳

全ての知的障がい者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合A1・A2)からB(その他の場合B1・B2)までの区分に分かれています。

第４次津久見市障がい者計画
第７期津久見市障がい福祉計画
第３期津久見市障がい児福祉計画

発 行 大分県津久見市
企 画 ・ 編 集 津久見市社会福祉課

〒879-2435 大分県津久見市宮本町 20 番 15 号
TEL 0972-82-9519
FAX 0972-82-9466
